

福岡県医第854号(地)

平成20年 7月 5日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会

会長 横倉 義武

(公 印 省 略)

「産科医療補償制度」の開始までのスケジュールについて

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件は、産科医療補償制度運営組織準備委員会報告に基づく産科医療補償制度が、平成21年1月1日から出生児を補償対象としてスタートする運びとなり、制度開始までの今後のスケジュールをお知らせするものです。現在、制度運営機関となる日本医療機能評価機構（以下、「評価機構」）が、日本産婦人科医会・日本産婦人科学会の協力のもとに、本制度の説明会等を進めている状況であります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただきますとともに、貴会の産科医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、全国の医療機関からの問い合わせに対応するために、近々、評価機構内に専用のコールセンターが立ち上げられる予定であることを申し添えます。

小郡三井医師会より

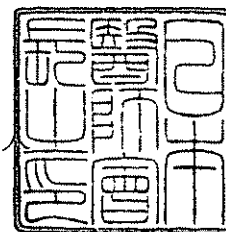
医事調停担当理事 福富稔明
医事調停副担当理事 松行眞門
会長 丸山 泉

日医発第328号(法責124)

平成20年6月25日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 唐澤 祥



「産科医療補償制度」の開始までのスケジュール（連絡）

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会会務運営におきまして特段のご高配を賜り御礼申し上げます。

さて、本年2月19日の理事会で報告、同月20日付のレターにてご連絡致しておりました「産科医療補償制度運営組織準備委員会報告」（所謂、無過失補償制度）に基づく掲題制度が、平成21年1月1日からの出生児を補償対象としてスタートする運びとなり、現在、制度運営機関となる日本医療機能評価機構（以後、評価機構）が、日本産婦人科医会・日本産婦人科学会の協力のもとに、本制度の説明会等を進めている状況であります。

現時点では、制度内容がすべて固まっている状況ではありませんが、今後、国からの広報活動（標準約款の公示など）の実施や、評価機構から各医療機関へ制度説明のためのポスター・パンフレット・制度加入手続き案内などの発送が、随時、行われていく予定であります。

本会と致しましても、本制度の創設を国に働き掛けた経緯があり、全国の産科医療機関がこの制度に加入されることを願っており、その協力の一環として、さる22日、本会館に日本産婦人科医会の全国支部の先生方の参集をいただき「産科医療補償制度推進担当者連絡会」を開催致しました。

そこで、運営機関である評価機構が同連絡会での説明に使用した資料を、各都道府県医師会用に入手いたしましたので、制度の概要や今後のスケジュールにつきまして、ご承知いただきますようご案内方お送り申し上げます。

なお、全国の医療機関からの問い合わせに対応するために、近々、評価機構内に専用のコールセンターが立ち上がる予定であることを申し添えます。

敬具



産科医療補償制度

「制度開始」までの今後のスケジュール（予定）

< 6 月 22 日現在の情報 >

7 月上旬以降：妊産婦への本制度周知を目的としたポスター及びリーフレットを全国の分娩医療機関に配布（評価機構より直接送付）
＊ 院内掲示用ポスター、妊産婦向けリーフレット

7 月中旬以降：分娩医療機関に向け加入手続き案内と加入依頼書配布（評価機構より直接送付）⇒分娩医療機関の加入登録開始
＊ 制度説明書兼加入手続き案内、コールセンター設置

8 月下旬以降：加入申込み「ㄨ切り」 予定

1 0 月 1 日以降：妊産婦登録開始

2 0 0 9 年 1 月 1 日：出生の児から補償対象

＊例えば、第 1 回目掛け金の振替（登録済みの銀行口座）は、1 月の分娩報告（1 月末ㄨ切）に基づいて、2 月 2 7 日となります。

全国支部産科医療補償制度推進担当者連絡会
支 部 出 席 者 名 簿

日時・場所：日時：平成20年6月22日（日）13:00～16:00／日本医師会会館 3階小講堂

No	支部	出席者名	備考	No	支部	出席者名	備考
1	1.北海道	芳賀 宏光		45	24.三 重	南 仁人	
2	"	川口 勲		46	"	西村 公宏	
3	2.青 森	鍵谷 昭文		47	25.滋 賀	野田 洋一	
4	"	丸山 英俊		48	"	神野 佳樹	
5	3.岩 手	善積 昇		49	26.京 都	貫戸 幸彦	
6	"	松田 壯正		50	27.大 阪	米田 嘉次	
7	4.宮 城	和田 裕一		51	"	谷口 武	
8	"	上原 茂樹		52	"	濱田 和孝	
9	5.秋 田	高橋 道		53	28.兵 庫	伊原 由幸	
10	"	真田 広行		54	"	田中 宏幸	
11	6.山 形	村山 一彦		55	29.奈 良	潮田 悦男	
12	"	佐藤 文彦		56	"	大井 豪一	
13	7.福 島	田中 幹夫		57	"	橋本 平嗣	
14	8.茨 城	船橋 宏幸		58	30.和歌山	横田 栄夫	
15	"	植野 信水		59	"	南 佐和子	
16	9.栃 木	佐山 雅昭		60	31.鳥 取	伊藤 隆志	
17	10.群 馬	永山 雅之		61	32.島 根	佐藤 宗保	
18	"	高木 剛		62	"	田頭 稔弘	
19	11.埼 玉	花家 孝之		63	33.岡 山	赤堀泰一郎	
20	"	中村 陽行		64	34.広 島	水之江知哉	
21	"	瀬戸 裕		65	"	三好 博史	
22	12.千 葉	佐野 慎一		66	35.山 口	藤野 俊夫	
23	"	鈴木 真		67	"	森岡 均	
24	13.東 京	鈴木 正明		68	36.徳 島	三谷 弘	
25	"	飯野 孝一		69	"	中山 孝善	
26	14.神奈川	高橋 恒男		70	37.香 川	樋口 和彦	
27	"	中野真佐男		71	38.愛 媛	池谷 東彦	
28	15.山 梨	森澤 孝行		72	"	野田 清史	
29	"	平井 光男		73	39.高 知	梅原 惇	
30	16.長 野	菅生 元康		74	40.福 岡	津田 裕文	
31	17.静 岡	有澤 克夫		75	"	長野 英嗣	
32	"	前田津紀夫		76	41.佐 賀	内野 稔	
33	18.新 潟	徳永 昭輝		77	"	井上 充	
34	"	倉林 工		78	42.長 崎	森崎 正幸	
35	19.富 山	桑間 直志		79	"	村上 俊雄	
36	"	谷村 悟		80	43.熊 本	田代 正道	
37	20.石 川	荒木 克己		81	44.大 分	堀永 孚郎	
38	"	朝本 明弘		82	"	松本 英雄	
39	21.福 井	紙谷 尚之		83	45.宮 崎	細川 義明	
40	"	土田 達		84	"	肥後 貴史	
41	22.岐 阜	伏屋 道夫		85	46.鹿児島	寺原 賢人	
42	"	岩垣 重秋		86	"	波多江正紀	
43	23.愛 知	可世木成明		87	47.沖 縄	伊是名博之	
44	"	鈴木 清明		88	"	森本 哲也	
				合計		88名	

全国支部産科医療補償制度推進担当者連絡会

資料 1	妊産婦向けポスター（案）	 P 1
資料 2	妊産婦向けリーフレット（案）	 P 3
資料 3	標準約款の概要	 P 5
資料 4	分娩機関における主な対応イメージ	 P 9
資料 5	補償の仕組みの概要について（フロー図）	 P 11
資料 6	制度説明書兼加入手続案内（案）	 P 19
資料 7	加入依頼書（案）	 P 31
資料 8	妊産婦向けご案内とお願い（イメージ）	 P 33
資料 9	登録証（案）	 P 35
資料 10	妊産婦登録画面（イメージ）	 P 41
資料 11	産科医療補償制度に係る Q & A	 （別添）

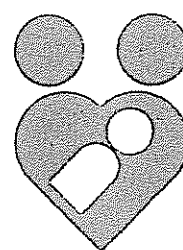
平成 20 年 6 月 22 日

財団法人日本医療機能評価機構

産科医療補償制度を ご存知ですか？

2009年1月以降に生まれた赤ちゃんから対象となります。

大切な子どもを
守るために



産科医療補償制度標準約款（案）の概要

第1 目的

- この補償制度は、分娩に係る医療事故（過誤を伴う事故及び過誤を伴わない事故の両方を含みます。）により脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とします。

第2 用語の定義

- 「分娩」とは、胎児及び胎盤等が母体外に排出されることをいい、帝王切開による場合も含まれます。
- 「重度脳性麻痺」とは、身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級1級又は2級に相当する脳性麻痺をいいます。
- 「廃止」とは、医療法に基づく病院、診療所又は助産所（以下「分娩機関」といいます。）が廃止され、かつ、分娩機関の開設者が死亡し、又は解散した場合（その他これに準ずる場合も含みます。）をいいます。
- 「補償請求者」とは、この規程に基づき補償の請求を行う児又はその保護者をいいます。
- 「確認日」とは、児の誕生日の属する月の初日をいいます。

第3 当院の支払責任

- 当院は、当院の管理下における分娩により別表第1の基準を満たす状態で出生した児に重度脳性麻痺が発生し、運営組織がこれをこの補償制度に基づく補償対象として認定した場合は、その児に対し、この規程の定めるところにより補償金を支払います。
- 当院が廃止された場合は、運営組織が前項の補償金の支払責任を引き継ぎ、当院はその支払責任を免れるものとします。
- 当院は、この規程に従い、補償金の支払いに関する業務の一部を運営組織に委託します。
- 運営組織は、補償金の支払いのための損害保険契約を締結します。

第4 補償対象としない場合

- 運営組織は、次に掲げるいずれかの事由によって発生した脳性麻痺については、この制度の補償対象として認定しません。
 - ・ 児の先天性要因（両側性の広範な脳奇形、染色体異常、遺伝子異常、先天性代謝異常又は先天異常）
 - ・ 児の新生児期の要因（分娩後の感染症等）
 - ・ 妊娠若しくは分娩中における妊婦の故意又は重大な過失
 - ・ 地震、噴火、津波等の天災又は戦争、暴動等の非常事態
- 運営組織は、児が生後六月未満で死亡した場合は、この制度の補償対象として認定しません。

第5 補償金の種類、支払額及び支払回数

- 補償金は、準備一時金及び補償分割金とします。

補償金の種類	一回当たりの支払額	支払回数
準備一時金	〇百万円	1回
補償分割金	〇百〇〇万円	20回

- 準備一時金は、運営組織がすべての書類を受領した日から原則として60日以内に支払います。
- 補償分割金は、確認日又は運営組織がすべての書類を受領した日のいずれか遅い日から原則として60日以内に支払います。

第6 補償対象の認定手続

- 補償請求者は、別表第2に掲げる書類を当院に提出するものとします。
- 当院への認定申請期間は、児の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までの間とします。ただし、脳性麻痺に関する専門的知識を有する医師によって児が重度脳性麻痺であるとの診断がなされた場合は、児が生後6月に達した日以降、補償請求者は、当院に認定申請書類を提出することができます。
- 当院は、補償請求者より提出された書類に別表第3に掲げる書類を添えて、運営組織に対してこの制度による補償に係る認定を請求します。
- 運営組織が前項の請求を受けた場合、運営組織は、すべての必要書類が到着した日から30日以内に補償請求者及び当院に受理通知を発出し、受理通知の発出日の翌日から起算して原則として90日以内に運営組織内に設置する産科医、小児科医及び学識経験者等によって構成される審査委員会において補償対象に該当するかどうかを審査した後に、補償請求者及び当院に対し、認定に係る審査結果通知を発出するものとします。
- 補償請求者は、審査結果に不服がある場合は、運営組織が定める不服審査手続に従って再審査請求を行うことができます。
- 当院が廃止された場合又は補償請求者が書類の提出を行った日から60日を経過しても受理通知が届かない場合は、補償請求者は、運営組織に対し別表第二に掲げる書類を提出し、補償対象としての認定を請求することができるものとします。

第7 補償金の請求手続

- 補償請求者が運営組織から補償対象として認定を受けた場合は、補償請求者は、別表第4に掲げる書類を運営組織に提出するものとします。
- 運営組織は、別表第4のすべての書類を受領した日から原則として60日以内に当院に代わり補償請求者に準備一時金を支払うものとします。
- 補償請求者は、毎年支払われるべき補償分割金を受けるに当たり、別表第5又は同表第6に掲げる書類を運営組織に提出するものとします。
- 運営組織は、確認日又は別表第5若しくは同表第6のすべての書類を受領した日のいずれか遅い日から原則として60日以内に当院に代わり補償請求者に補償分割金を支払うものとします。

第8 損害賠償金との調整

- 補償対象となる脳性麻痺について当院又はその使用人その他当院の業務の補助者が補償請求者に対して損害賠償責任を負う場合は、当院が既に支払った補償金は、優先して当該損害賠償金に充当されるものとします。
- 補償請求者が当院又はその使用人その他当院の業務の補助者から損害賠償金を受領したときは、補償請求者は、その金額を限度として補償金に対する権利を失うものとします。
- 当院が支払った補償金が使用人その他当院の業務の補助者が負うべき損害賠償金に充当されたときは、当院は、その充当された額について、補償請求者がこれらの者に対して有する権利を取得するものとします。
- 損害賠償金（損害賠償金に充当された補償金を含みます。）の額が補償金の総額を下回る場合は、当院が補償請求者に対して支払う補償金の額は、その差額とします。当院が補償金を支払う責任は、支払われた補償金（損害賠償金に充当された補償金を除きます。）の合計額が当該差額に達した時に終了するものとします。

第9 妊婦の登録及び転院の場合の取扱い

- 当院は、当院が妊娠管理を行うすべての妊婦に対して、当院の管理下における分娩により出生した児がこの補償制度の対象となることを示す登録証を交付します。
- 妊婦は、当院以外の分娩機関の管理下において分娩する場合は、登録証を当該分娩機関に提示し、当該分娩機関の管理下における分娩により出生した児がこの補償制度の対象となるかどうかを確認するものとします。

- 妊婦が当院から当院以外の分娩機関へ転院した場合又は当院の管理下以外で分娩する場合、当院は、当院の補償金の支払責任を免れるものとします。

第10 運営組織

- 運営組織は、補償対象として認定した脳性麻痺について、運営組織内に設置し産科の専門家及び学識経験者等によって構成される原因分析委員会において脳性麻痺が生じた原因を分析し、当院及び補償請求者に報告するものとします。
- 運営組織は、分析した個々の原因を体系的に整理・蓄積し、広く社会に公開することにより、将来の同種の脳性麻痺の再発防止等、産科医療の質の向上を図ることとします。

第11 個人情報の取扱い

- 当院及び運営組織は、この規程の運用に当たり、補償請求者及びその親族の個人情報（過去に取得したものを含みます。）を補償対象の認定、補償金の支払い等を行うために自ら利用するほか、業務委託先等に対して個人情報の提供を行うことがあります。なお、法令により、保健医療等に係る特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

別表第1 補償対象基準

出生した児が次の1又は2に掲げるいずれかの状態であること 1 出生体重が2,000g以上であり、かつ、在胎週数が33週以上であること 2 在胎週数が28週以上であり、かつ、次の（1）又は（2）に該当すること （1）低酸素状況が持続して臍帯動脈血中の代謝性アシドーシス（酸性血症）の所見が認められる場合（pH値が七・一未満） （2）胎児心拍数モニターにおいて特に異常のなかった症例で、通常、前兆となるような低酸素状況が前置胎盤、常位胎盤早期剥離、子宮破裂、子癇、臍帯脱出等によって起こり、引き続き、次の①から③までのいずれかの胎児心拍数パターンが認められ、かつ、心拍数基線細変動の消失が認められる場合 ① 突発性で持続する徐脈 ② 子宮収縮の50%以上に出現する遅発一過性徐脈 ③ 子宮収縮の50%以上に出現する変動一過性徐脈 （注）在胎週数の週数は、妊娠週数の週数と同じです。

別表第2 補償対象の認定を受けようとするときに補償請求者が当院に提出するもの

次の1から5までの書類を当院に提出すること 1 運営組織が別に定める補償認定依頼書 2 当院が交付する登録証の写し 3 児の脳性麻痺の障害等級の程度を証明する脳性麻痺に関する専門的知識を有する医師の診断書 4 母子健康手帳の写し 5 1から4までのほか運営組織が必要と認めた書類

別表第3 補償対象の認定を請求するときに当院が運営組織に提出するもの

次の1から4までの書類を運営組織に提出すること 1 運営組織が別に定める補償金請求書 2 児の戸籍謄本又は戸籍抄本 3 当該児の保護者の印鑑証明 4 1から3までのほか運営組織が必要と認めた書類
--

別表第4 初めて補償金の支払いを請求するときに補償請求者が運営組織に提出するもの

- 次の1から4までの書類を運営組織に提出すること
- 1 運営組織が別に定める補償金請求書
 - 2 児の戸籍謄本又は戸籍抄本
 - 3 当該児の保護者の印鑑証明
 - 4 1から3までのほか運営組織が必要と認めた書類

別表第5 補償分割金の支払いを請求するときに補償請求者が運営組織に提出するもの（次表に掲げる場合を除きます。）

- 次の1から3までの書類を運営組織に提出すること
- 1 運営組織が別に定める現況確認書兼補償金請求書
 - 2 児の脳性麻痺に関する診断書
 - 3 1及び2のほか運営組織が必要と認めた書類

別表第6 補償分割金の支払いを請求するときに補償請求者が運営組織に提出するもの（児が死亡した場合）

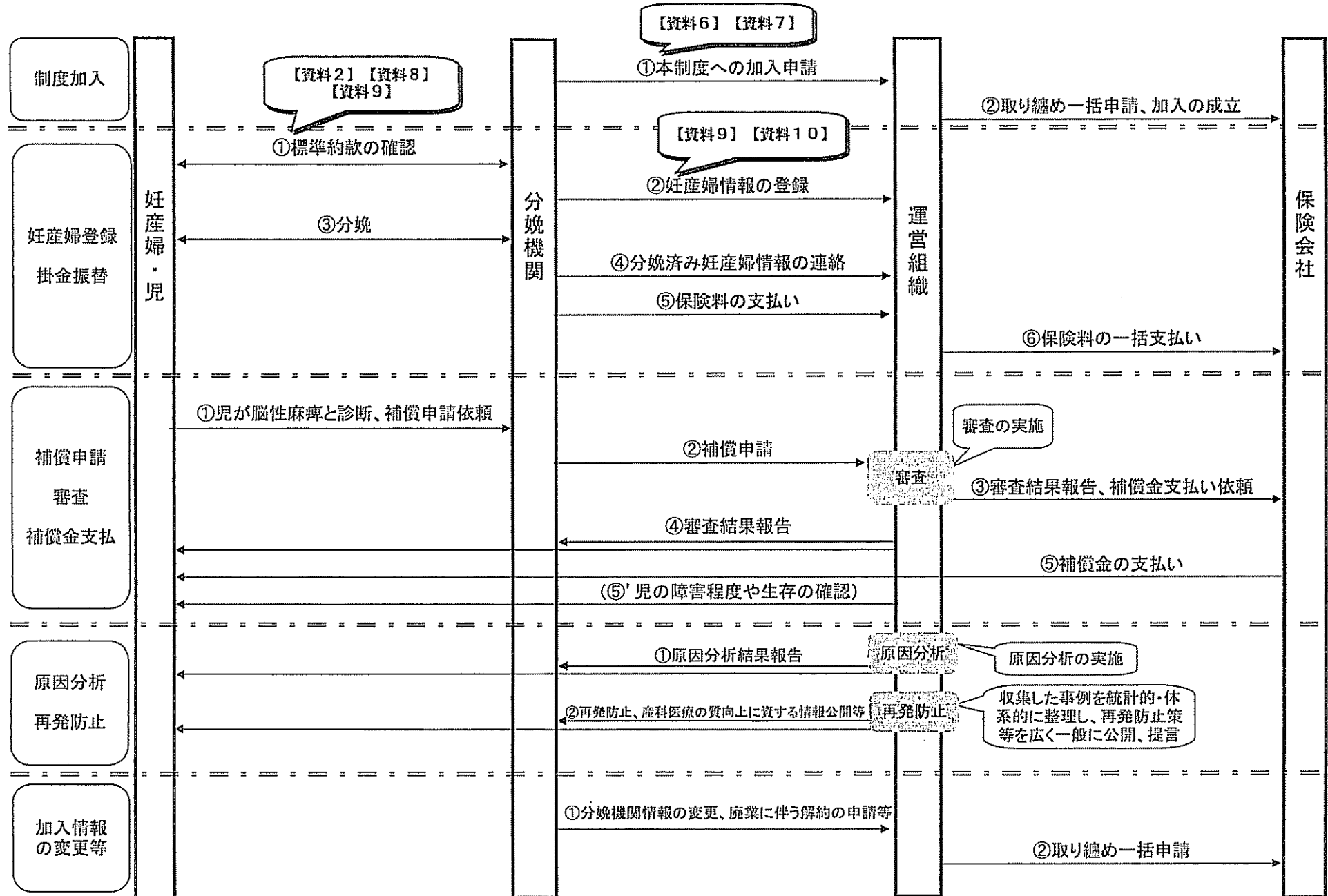
- 次の1から4までの書類を運営組織に提出すること
- 1 運営組織が別に定める現況確認書兼補償金請求書
 - 2 運営組織が別に定める死亡報告書（初回請求時のみ提出し、それ以降の請求にあつては提出は不要です。）
 - 3 児の死亡診断書の写し（初回請求時のみ提出し、それ以降の請求にあつては提出は不要です。）
 - 4 児の戸籍謄本（初回請求時のみ提出し、それ以降の請求にあつては提出は不要です。）
 - 5 1から4までのほか運営組織が必要と認めた書類

産科医療補償制度 分娩機関における主な対応イメージ

資料4

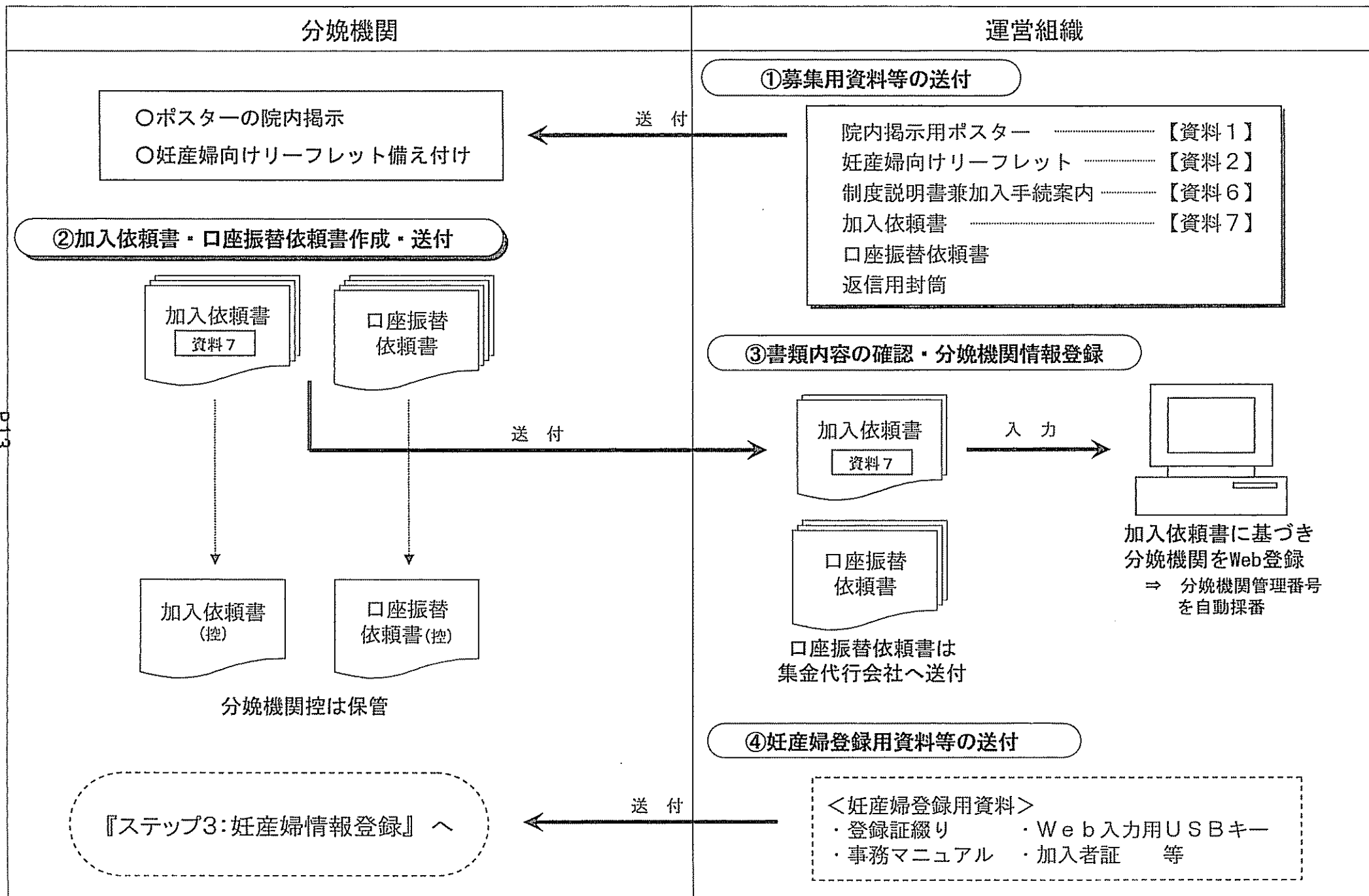
	H20年6月 22	7月	8月	9月	10月 1	11月	12月	H21年1月 1	2月 27	3月以降												
主なイベント	▲ 産科医会説明会	保険 陰可 商取 品得	加入手続期間		▲ 妊登 産録 婦開 情始 報			補償 開始	▲ 第一 回掛 金振 替	(以降、毎月27日振替) 7月 補償 申請 (最早)												
		支部別制度説明会	ポスター掲示・リーフレット配布による妊産婦への周知（例：母子健康手帳交付時にリーフレットを同時配布）																			
分娩機関の対応イメージ			ステップ1 加入手続	ステップ2 加入に伴う準備	ステップ3 登録証交付 ⇒ 妊産婦情報登録 ⇒ 妊産婦情報更新																	
			ステップ1 加入手続	ステップ2 加入に伴う準備	ステップ3 登録証交付・妊産婦情報登録・妊産婦情報更新																	
			①書類作成 ・加入依頼書 ・口座振替依頼書	①Inter-net環境整備 ②安全対策への対応 ・心拍数モニター 等 ③分娩費引上げ検討	＜平成20年10月以降(妊産婦登録)＞ ①登録証交付、妊産婦情報登録開始 ②登録証(控)を運営組織へ毎月送付開始 ③分娩費引上げ告知 ＜平成21年1月1日以降(補償開始)＞ ①分娩済み妊産婦の情報更新開始 ②分娩数に応じた掛金の自動口座振替 ③分娩費引上げ開始(※) ※分娩費引上げに伴い、出産育児一時金引上げ (35万円⇒38万円)																	
		＜参考＞ サポート ツール	○院内掲示用ポスター(資料1) ○妊産婦向けリーフレット(資料2) ○制度説明書兼加入手続案内(資料6) ○コールセンター ○登録証(資料9) ○コールセンター ○妊産婦状況一覧 (Web未導入分娩機関向け) ○Webシステム(資料10) ○振替案内ハガキによる事前案内・掛金口座振替 ○事務マニュアル																			
＜掛金振替方法について＞ ○補償開始の平成21年1月以降、毎月の分娩数に応じて、掛金が決定します。 なお、口座振替日の「6営業日前(毎月20日前後)」に集金代行会社より振替金額の案内(口座振替案内ハガキ)を送付します。 ○加入手続時に提出した「口座振替依頼書」に記入の指定口座より、平成21年2月27日以降、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、掛金を引去ります。 ○振替ができない場合には、翌月に前月振替不能分と併せて掛金を指定口座より振替えます。 また、振替ができなかった場合には、「振替不能連絡ハガキ」を口座振替日の「4営業日後(翌月初旬)」に集金代行会社より送付します。 ○掛金は2回連続で振替不能(残高不足により引去りができない等)となると原則、脱退の取扱となりますので、振替日前に口座の残高を必ずご確認ください。 ◆掛金振替スケジュール <table><tr><td></td><td>平成21年1月</td><td>平成21年2月 19 27</td><td>平成21年3月 18 27</td></tr><tr><td>1月分娩に応じた掛金</td><td>← 1月分娩の妊産婦情報の更新 <1月末〆切> →</td><td>掛金確定 案内送付 口座振替</td><td></td></tr><tr><td>2月分娩に応じた掛金</td><td></td><td>← 2月分娩の妊産婦情報の更新 <2月末〆切> →</td><td>掛金確定 案内送付 口座振替</td></tr></table>												平成21年1月	平成21年2月 19 27	平成21年3月 18 27	1月分娩に応じた掛金	← 1月分娩の妊産婦情報の更新 <1月末〆切> →	掛金確定 案内送付 口座振替		2月分娩に応じた掛金		← 2月分娩の妊産婦情報の更新 <2月末〆切> →	掛金確定 案内送付 口座振替
	平成21年1月	平成21年2月 19 27	平成21年3月 18 27																			
1月分娩に応じた掛金	← 1月分娩の妊産婦情報の更新 <1月末〆切> →	掛金確定 案内送付 口座振替																				
2月分娩に応じた掛金		← 2月分娩の妊産婦情報の更新 <2月末〆切> →	掛金確定 案内送付 口座振替																			

補償の仕組みの概要について（フロー図）

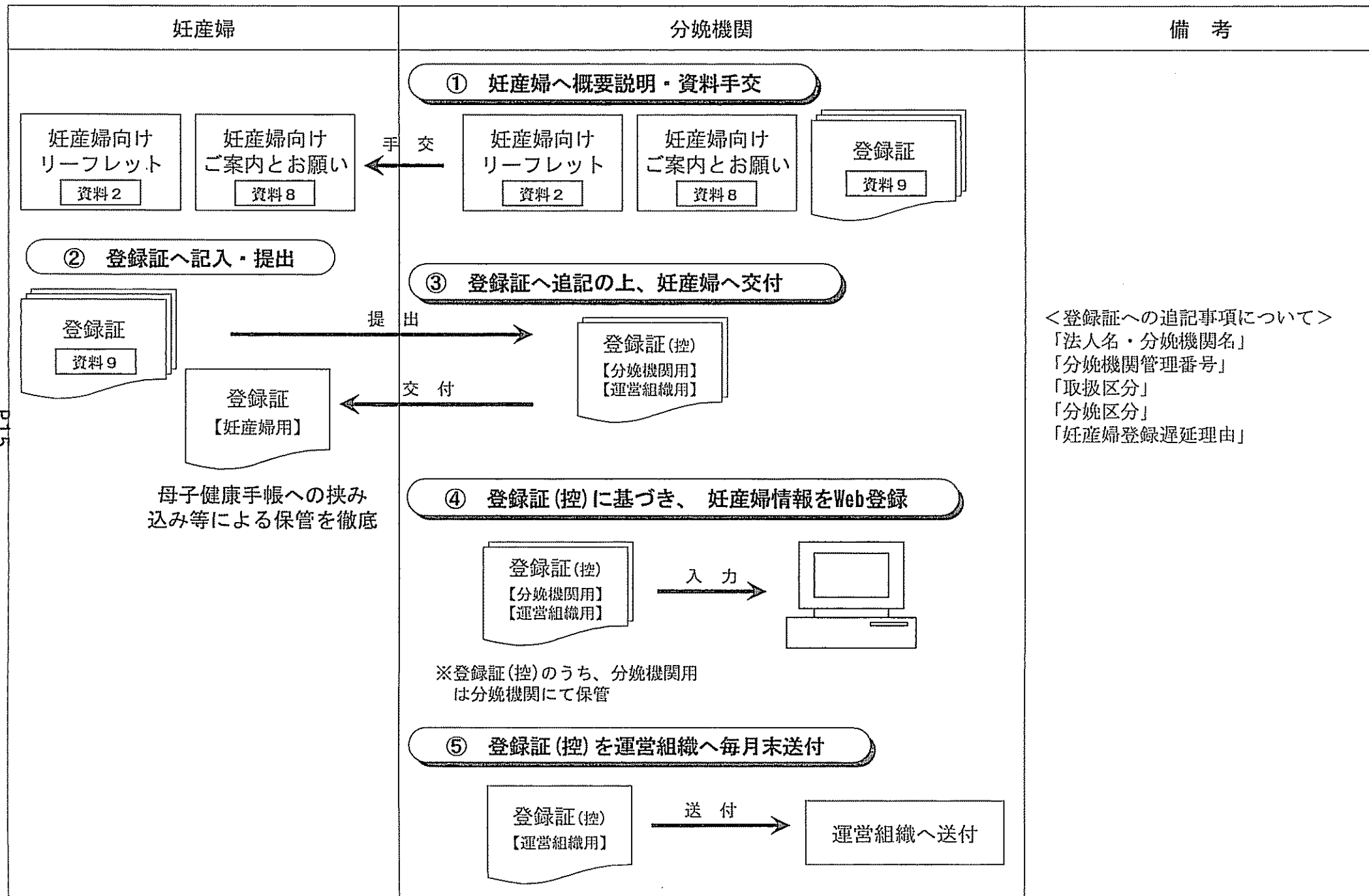


加入手続の事務フロー(案)

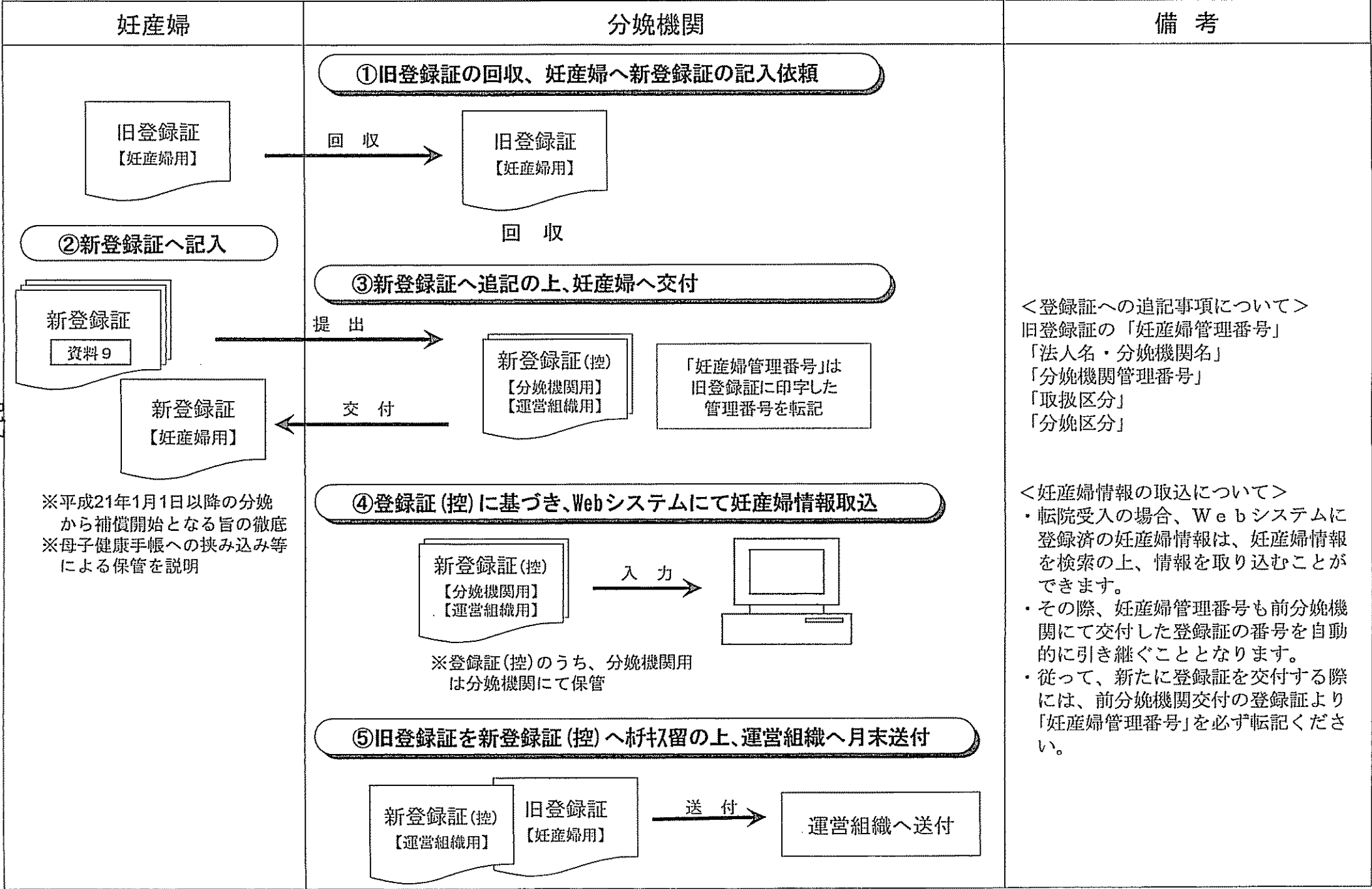
P13



妊産婦情報登録に向けた事務フロー(案)【新規登録の場合】



妊産婦情報登録に向けた事務フロー(案)【転院受入の場合】



- <妊産婦情報の取込について>
- ・転院受入の場合、Webシステムに登録済の妊産婦情報は、妊産婦情報を検索の上、情報を取り込むことができます。
 - ・その際、妊産婦管理番号も前分娩機関にて交付した登録証の番号を自動的に引き継ぐこととなります。
 - ・従って、新たに登録証を交付する際には、前分娩機関交付の登録証より「妊産婦管理番号」を必ず転記ください。

(案)

資料6

平成21年1月1日分娩から補償します。早めの加入手続きをお願いします。

産科医療補償制度 制度説明書 兼 加入手続案内

産科医療補償制度創設の目的

産科医療補償制度は、分娩により生じた重度脳性麻痺について補償の機能と事故原因の分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度として創設されました。

分娩機関が本制度に未加入だったことにより、本来、補償されるべき脳性麻痺の児が補償を受けることができないという事態は防ぐべきであります。

従いまして、すべての分娩機関が「産科医療補償制度」に加入いただく必要があります。

目的1

分娩に関連して発症した脳性麻痺の児およびその家族の経済的負担を速やかに補償します。

目的2

脳性麻痺発症の原因分析を行い、将来の脳性麻痺発症の予防に資する情報を提供します。

目的3

これらにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ります。

補償対象分娩

平成21年1月1日(木)以降の分娩
(平成20年10月1日(水)より妊産婦登録開始)

手続締切

平成20年8月●日(●)締切

お問い合わせ先等

- ◆制度内容等に関するお問い合わせ
〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(平日9:00~17:00)
- ◆事務等に関するお問い合わせ
〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(平日9:00~17:00)

【運営組織】

財団法人 日本医療機能評価機構

〒101-0061東京都千代田区三崎町1丁目4番17号 東洋ビル10F

産科医療補償制度の概要

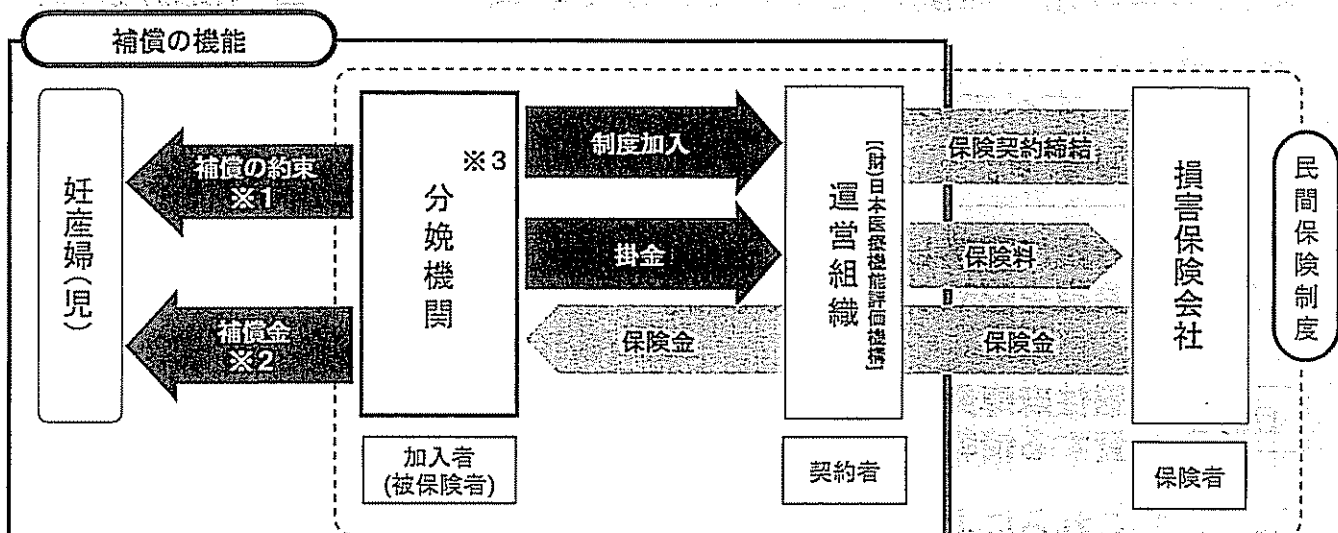
運営組織＝財団法人日本医療機能評価機構

財団法人日本医療機能評価機構は、制度の運営組織として、分娩機関の制度加入手続、保険加入手続、掛金集金、補償対象の認定、原因分析および長期の補償金支払手続（保険金請求手続）等の制度運営業務を行います。

分娩機関

制度に加入する分娩機関は、平成21年1月1日以降に自ら管理する全ての分娩について補償の提供を約束します。また、分娩機関は、運営組織に取扱分娩数を申告し、これに応じた掛金を支払います。補償対象となる脳性麻痺が生じた場合には、分娩機関に保険会社から補償金となる保険金が支払われます。

産科医療補償制度の仕組み

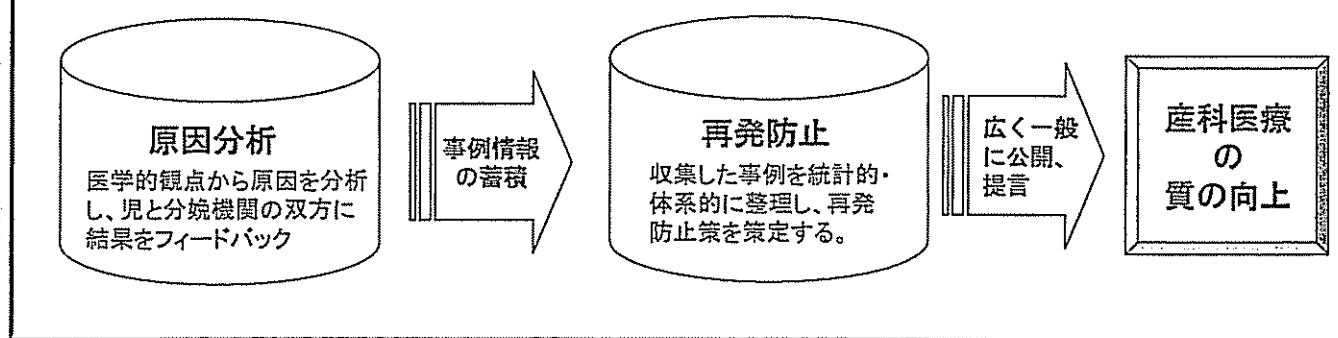


※1：厚生労働省が告示する補償約款を使用して補償の約束をします。

※2：分娩機関は民間保険会社から支払われる保険金を「補償金」として脳性麻痺児に支払います。

※3：産科医療補償制度は、分娩機関単位での加入となります。

原因分析・再発防止



○運営組織と保険会社で締結します「保険契約の概要」につきましては、P9をご参照ください。

補償内容と掛金について

1) 補償対象

分娩により次の基準を満たす状態で出生した児

- 1. 出生体重が2,000g以上かつ在胎週数33週以上** **2. 身体障害者等級1・2級相当の重症者**

ただし、先天性要因等の除外基準に該当するものは除かれます。

【具体的な除外基準】

- ア 先天性要因 ① 両側性の広範な脳奇形（滑脳症、多小脳回、裂脳症、水無脳症など）
 ② 染色体異常（13トリソミー、18トリソミーなど）
 ③ 遺伝子異常
 ④ 先天性代謝異常又は先天異常
 イ 新生児期要因 分娩後の感染症（髄膜炎、脳炎など）

なお、出生体重・在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の児については、分娩に係る医療事故に該当するか否かという観点から個別審査を行います。

【個別審査により補償の対象となる児とは】

- 原則として、在胎週数28週以上であって、以下のア、イのいずれかの場合に該当する児
 ア 低酸素状況が持続して臍帯動脈血中の代謝性アシドーシス（酸性血症）の所見が認められる場合（ペーハー値が7.1未満）
 イ 胎児心拍数モニターにおいて特に異常のなかった症例で、通常、前兆となるような低酸素状況が、例えば前置胎盤、常位胎盤早期剥離、子宮破裂、子癇、臍帯脱出等によって起こり、引き続き、次の①～③のいずれかの胎児心拍数パターンが認められ、かつ、心拍数基線細変動の消失が認められる場合
 ① 突発性で持続する徐脈 ② 子宮収縮の50%以上に出現する遅発一過性徐脈
 ③ 子宮収縮の50%以上に出現する変動一過性徐脈

2) 補償金額

補償内容	支払回数	補償金額
準備一時金 ※看護・介護を行うための基盤整備のための資金	1回	〇〇〇万円
補償分割金 ※看護・介護費用として毎年定期的に支給	20回	〇〇〇万円/年

【損害賠償金との調整】

分娩機関が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この制度で利用する保険からは保険金が支払われません。既に被害児に補償金が支払われていた場合は、その補償金は賠償金に充当されます。
 この場合、分娩機関は賠償金に充当された補償金相当額を自ら加入する医師賠償責任保険等を利用して、この制度に返還しなければなりません。

3) 掛金（1分娩あたり）

1分娩あたり 〇〇,〇〇〇円	分娩機関所有のパソコンからインターネットを通じ、妊産婦登録等の事務が可能となる「Webシステム」の導入可否により掛金は異なります。 <u>「Webシステム」導入が不可の場合、妊産婦登録等の事務を運営組織が替わって行いますので、事務経費〇,〇〇〇円が掛金に割増となります。</u>
-----------------------	--

※上記掛金の一部には、制度運営に関わる経費〇,〇〇〇円が含まれています。
 ※お払い込みいただいた掛金は、税務会計上の損金となります。

原因分析・再発防止について

1) 原因分析

十分な情報収集に基づき、補償対象となった事例について、※医学的な観点で事例を検証・分析し、その結果を見とその家族および分娩機関にフィードバックします。

※原因分析は、分娩機関の過失の有無を判断するものではありません。ただし、明らかに過失であると思料されるケースについては、医療訴訟に精通した弁護士等を委員とする専門委員会に諮って、法律的な観点から検討し、その結論を得て、当該分娩機関との間で負担の調整を行います。

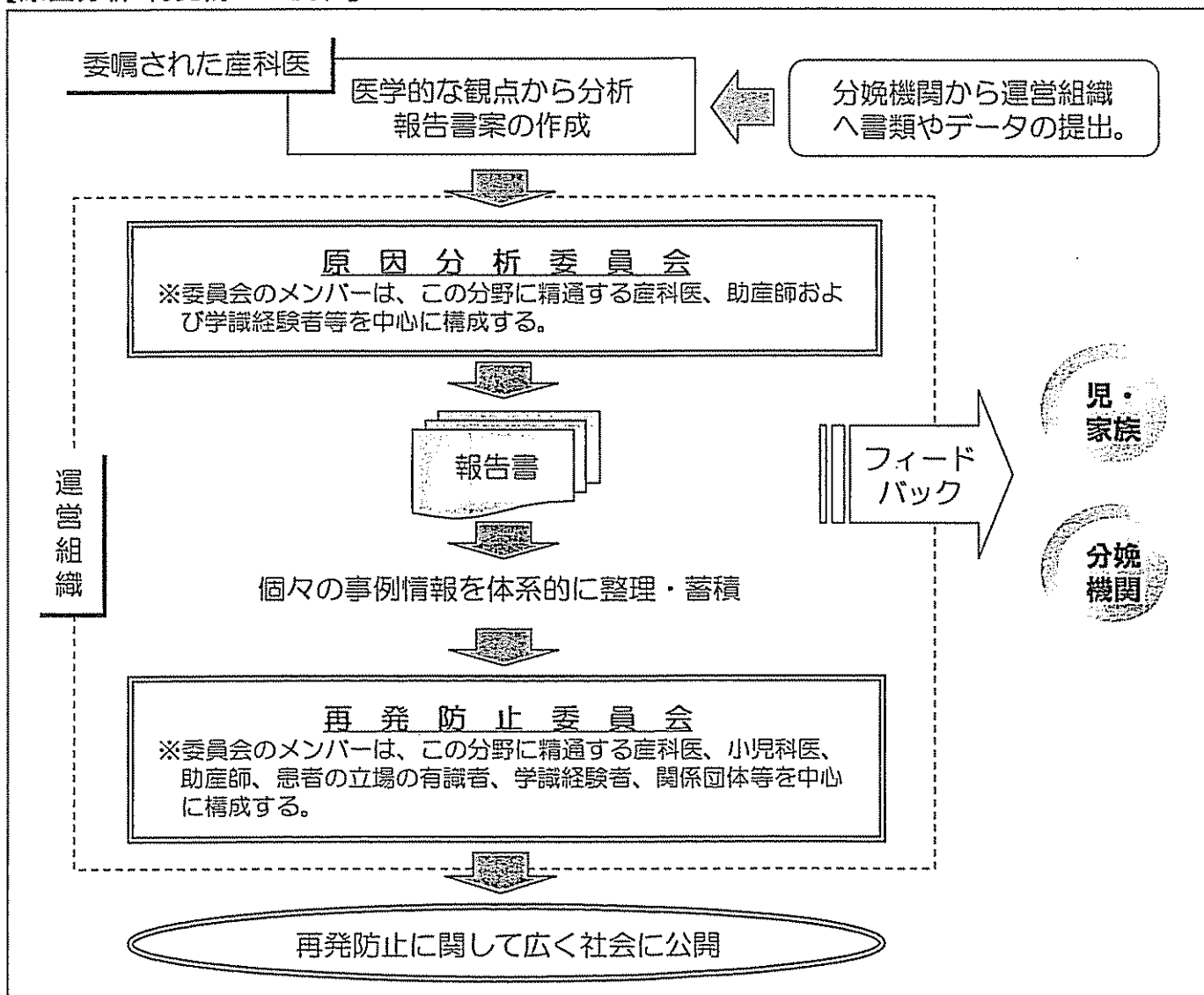
2) 再発防止

原因分析された個々の事例情報を体系的に整理・蓄積し、広く社会に公開することで、将来の同種の医療事故の再発防止等、産科医療の質の向上を図ります。

◆具体的には、

- 報告書の定期的発行
- 関係団体や行政機関と連携・協力した研修会の開催
- ガイドライン、マニュアルの作成
- 国の実施する再教育制度との連携 など

【原因分析・再発防止の流れ】



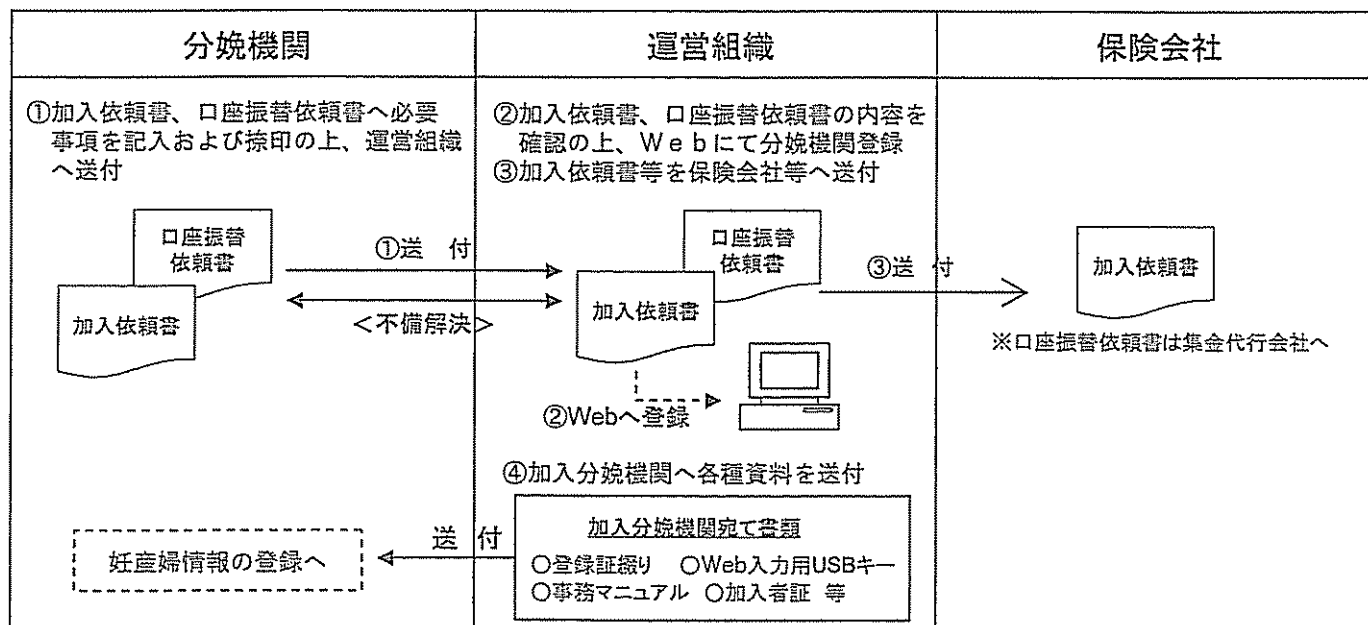
加入手続から掛金の領収まで

平成20年8月 ●	9月	10月	11月	12月	平成21年1月	2月 27	3月
▲ 加 入 出 入 依 頼 書 等		平成20年10月1日より『妊産婦登録開始』					▲ 第 1 回 掛 金 振 替
		平成21年1月1日以降 の分娩が補償対象					

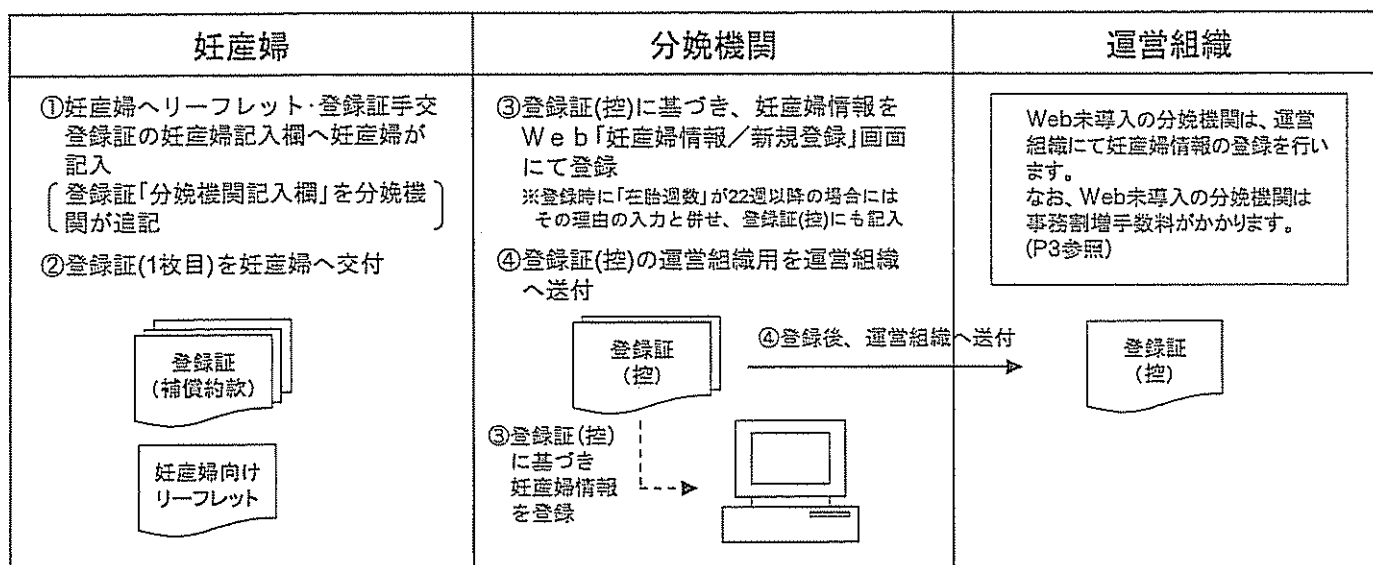
- 加入依頼書等の提出 : 加入依頼書等の提出締切日は平成20年8月●日(●)となります。併せて、口座振替依頼書も必ずご提出ください。
- 妊産婦登録 : 平成20年10月1日(水)から妊産婦登録を開始します。
Webシステムにて妊産婦登録が可能です。
- 責任開始 : 補償対象となる分娩は、平成21年1月1日(木)以降の分娩となります。
- 掛金振替 : 平成21年2月以降、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)にご指定口座より分娩数に応じた毎月の掛金を振替えます。
なお、2ヶ月連続して振替不能となった場合には、原則、「脱退」の取扱いとなりますので、ご注意ください。

主な手続きの流れ

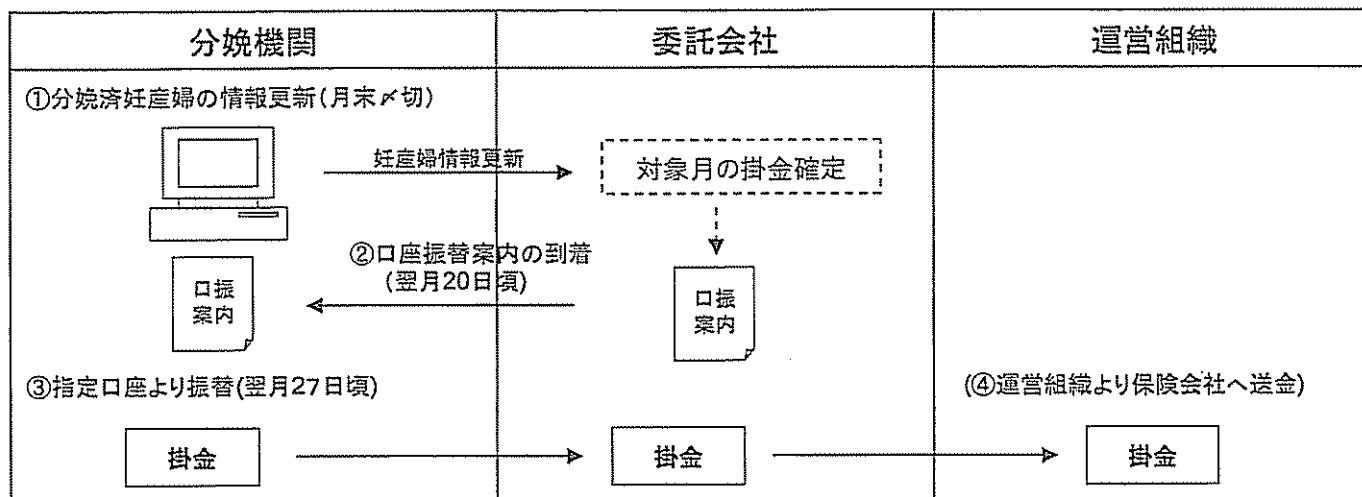
1) 補償制度加入時



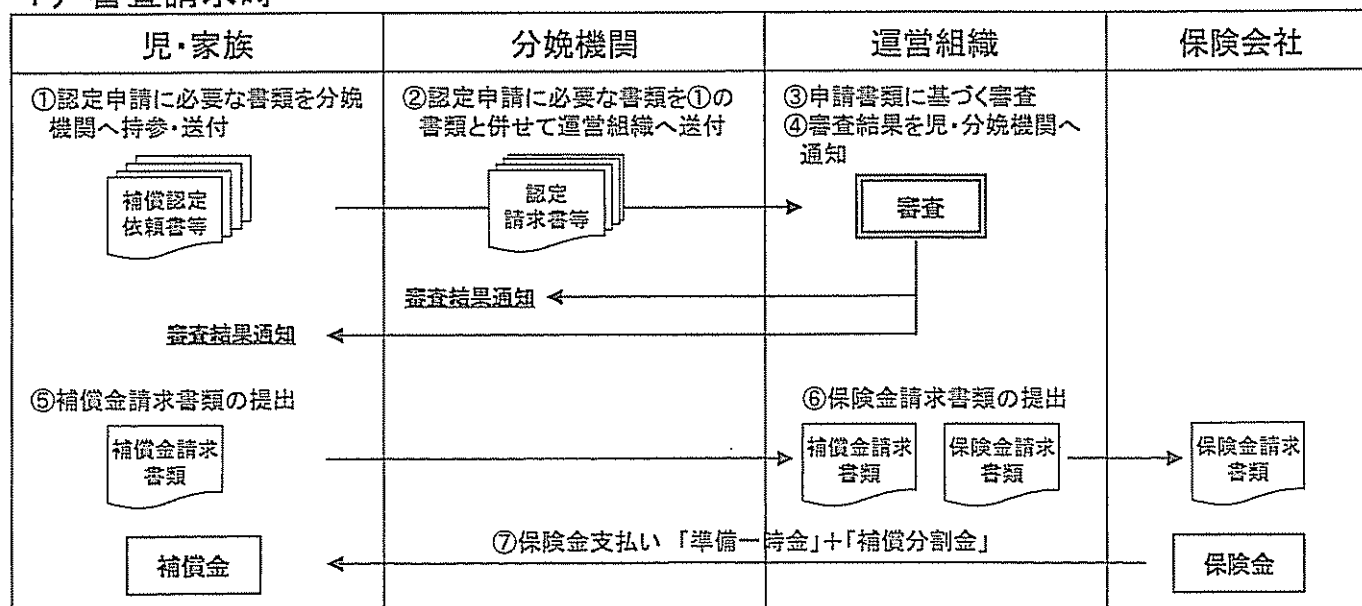
2) 妊産婦情報の登録



3) 掛金振替時



4) 審査請求時



補償制度・事務に関するQ & A

補償制度に関するQ & A

Q 1. 本制度はどのような目的で設立するか？

- A. 分娩時の医療事故では、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つになっています。そこで、本制度では、分娩により重度の脳性麻痺となった児およびその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、再発防止策を講ずることにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

Q 2. 本制度の掛金は誰が支払うのか？

- A. 分娩機関が支払います。また、本制度の加入により、その相当額が分娩費用の増額で賄われることが想定されており、妊産婦に負担が転嫁されないように制度発足と同時に出産育児一時金の引き上げが行われる予定です。

Q 3. 妊産婦の意向にかかわらず、全ての分娩が制度の対象となるのか？
(飛び込み分娩や定期検診未受診、分娩費未払いの分娩も含むのか？)

- A. 本制度では、制度加入分娩機関は、妊産婦の意向を問わず22週以降の分娩を制度の対象とすることを想定しています。飛び込み出産や定期健診未受診、分娩費未払いの分娩も補償の対象となります。

Q 4. 出生体重2000g、在胎週数33週未満である場合は一切補償の対象とならないということか？

- A. 在胎週数28週以降の児については、個別に審査を行う方向で検討しています。

Q 5. 妊産婦死亡についても補償されるのか。また、脳性麻痺以外の障害は補償されるのか？

- A. 本制度の対象は脳性麻痺となった児となります。妊産婦死亡や脳性麻痺以外の障害について、本制度による補償をすることは検討されておりません。

Q 6 原因分析委員会では過失の有無を判断するのですか？

- A. 原因分析は十分な情報収集にもとづき、医学的観点から事例を検証・分析するものであり、過失の有無については判断しません。
ただし、重大な過失が明らかであると思料されるケースについては、医療訴訟に精通した弁護士等から構成する調整委員会に諮って、法律的な観点から検討し、その結論を得て、当該分娩機関との間で負担の調整を行うこととなります。

事務に関するQ&A

Q 1. 加入するにはいつまでにどんな書類を提出するのか？

A. パンフレットに同封している加入依頼書、口座振替依頼書へ必要事項を記入、代表者印を押印の上、平成20年8月●日(●)までに運営組織である財団法人日本医療機能評価機構までご返送下さい。

Q 2. 補償開始はいつからとなるのか？

A. 平成21年1月1日以降の分娩が補償対象となります。

Q 3. 制度加入後に発生する事務は何か？

A. 平成20年10月1日より妊産婦情報の登録を行っていただきます。
具体的には、妊産婦に対して本制度の登録証を交付後、速やかに妊産婦情報をWebシステムへ登録していただきます。
また、登録した妊産婦が分娩した際にも、Webシステムへ登録していただきます。この登録に基づき、分娩数に応じた月々の掛金合計額が算定されます。

Q 4. 転院してきた妊産婦が既に登録証を持っていた場合、改めて登録証を交付する必要があるか？

A. 本制度は、分娩をした分娩機関で取り交わした補償約款に基づいて補償されます。
従いまして、転院してきた妊産婦が前の分娩機関にて交付された登録証を持っていたとしても改めて登録証を交付していただく必要があります。なお、登録証上の妊産婦管理番号は前分娩機関発行のものを必ず引き継ぐこととなります。(Webシステムに登録済みであるため)

Q 5. 転院してきた妊産婦情報のWebシステムへの登録方法はどうするのか？

A. 既に転院前の分娩機関において登録済みであれば、Webシステムより、妊産婦情報を取り込むことで登録は完了します。

Q 6. 妊産婦が登録証を紛失した場合はどこが再発行するのか？

A. 分娩機関にて登録証を再発行することとなります。なお、妊産婦管理番号は登録済みの番号を手書き修正の上、妊産婦へ再交付してください。

Q 7. 掛金はいつから払込む必要があるのか？

A. 掛金は、対象月の分娩数に応じて算定されます。
第1回目の掛金振替(1月分娩数が対象)は、平成21年2月27日となります。
以降の掛金は、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定口座より振替ます。
なお、2回連続して振替不能となった場合には、原則、脱退の取扱となりますので、ご注意ください。

Q 8. Webシステム未導入の分娩機関の掛金が高いのはなぜか？

A. 加入分娩機関のパソコンよりインターネットを通じて、妊産婦登録等の入力が可能となります。しかしながら、パソコンがなく、Webの利用できない分娩機関については、運営組織が替わって登録作業を行うこととなりますので、割増事務手数料を反映しています。

財団法人 日本医療機能評価機構と保険会社が締結する保険契約の概要について

1. 保険契約者 : 財団法人 日本医療機能評価機構[運営組織]
2. 保険加入者(被保険者) : 分娩を取り扱う病院・診療所・助産所
3. 保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社を幹事保険会社とした複数社による共同保険契約となる予定です。

※引受保険会社の詳細は、加入者証をご確認ください。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

4. 保険期間 : 平成21年1月1日～平成22年1月1日まで。
なお、一度加入された分娩機関については制度からの脱退の申し出がない限り、日本医療機能評価機構は、引き続き保険会社に保険契約を申し込みます。この場合、特段の加入手続きは不要です。
5. 加入の際のご注意
 - ご加入の際には加入依頼書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。
 - ご加入の後、加入者証に記載された事項を変更される場合及びこの保険契約と重複する保険契約を締結される場合は、日本医療機能評価機構または保険会社にご連絡ください。
また、この保険契約と重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払いが按分されますので、ご注意ください。

加入依頼書の記入見本

- 加入手続締切日は、平成20年8月31日(金) 運営組織必着となります。
○お手続きの際は、「産科医療補償制度加入依頼書(新規)」と併せて、「口座振替依頼書」も必ず送付ください。

財団法人 日本医療機能評価機構 御中

【確認事項】
○ 申込者(加入者)は、本制
○ 本制度に加入するに同意します。

加入依頼書の記入日を
記入ください。

個人情報の取扱いに同意します。
提供のHPを通じて公開すること

産科医療補償制度加入依頼書(新規)

申込日	平成 20 年 月 日	加入期間	平成21年1月1日午前0時 ～平成22年12月31日午後12時
分娩機関名	フリガナ		
	機関種別 (いずれかに丸印をお願いします。) ☒ 1. 病院 ☐ 2. 診療所 ☐ 3. 助産所		
代表者氏名 (法人の場合は法人の代表者名を記入の上、法人代表者印を押印ください。)	フリガナ		☒ 印 加入依頼書に記載の【確認事項】に同意の上、契約を申し込みます。
住 所	(〒) 都道 市区 府県 郡村町		
担当者氏名及び所属部署	担当者氏名	フリガナ	所属部署
担当者連絡先 (直通電話、メールアドレス等があればご記入下さい)	直通電話番号	内線番号	直通FAX番号
	担当者メールアドレス		
前年月別分娩数	1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 人 人 人 人 人 人 人 人 人 10月 11月 12月 合計(年間分娩数) 人 人 人 人		
登録端末の取得希望数 (いずれかに丸印をお願いします。)	☒ 1つ ☐ 2つ ☐ 3つ ☐ 希望しない ※「希望しない」を選択した場合は、1分娩につき年額増徴手数料0.000円が加算されます。詳細は加入チラシをご確認ください。		
USBキーの使用可否 (使用できない場合○印をお願いいたします)	☐ 使用可能 ☒ 使用不可 ※当該加入依頼書の裏面の質問に「はい」がある場合には「使用不可」へ○印を記入ください。		
医師賠償責任保険(病院賠償責任保険・診療所賠償責任保険)・助産所賠償責任保険への加入の有無 (加入していない場合には「なし」にも丸印をお願いします。)	☒ 加入なし		

法人格も含めて記入
ください。

代表者印を押印
ください。

各種書類の送付、
妊産婦登録等の
事務ご担当者
を記入ください。

前年の月別分娩実績
および合計数を記入
ください。

Webシステムを使用する
にあたり、パソコン等の
端末数へ○印を記入ください。

現在、医師賠償責任保険(病院賠償責任保険・
診療所賠償責任保険)・助産所賠償責任保険の
加入有無について○印を記入ください。

加入依頼書裏面を参照の上、「USBキー」
の使用ができない場合には○印を記入
ください。

TEL : 03-5217-0000 FAX : 03-5217-0000

標準約款を 掲載予定

<<運営組織使用欄>>
 分娩機関管理番号

【確認事項】

- 申込人(加入者)は、本制度引受保険会社のホームページに掲載の個人情報の取扱いに同意します。
 ○ 本制度に加入していることについて、財団法人日本医療機能評価機構のHPを通じて公開することに同意します。

産科医療補償制度加入依頼書(新規)

申込日	平成 20 年 月 日	加入期間	平成21年1月1日午前0時 ～平成22年12月31日午後12時						
法人名・分娩機関名	フリガナ								
	機関種別 (いずれかに丸印をお願いいたします。)			1. 病院			2. 診療所		3. 助産所
代表者氏名 (法人の場合は法人の代表者名を記入の上、法人代表者印を押印ください。)	フリガナ						(印) 加入依頼書に記載の【確認事項】に同意の上、契約を申し込みます。		
住所	(〒 -) 都道府県 市区郡村町								
担当者氏名及び所属部署	担当者氏名	フリガナ				所属部署	フリガナ		
	直通電話番号		内線番号		直通FAX番号				
担当者連絡先 (直通電話、メールアドレス等があればご記入下さい)	担当者メールアドレス @								
前年月別分娩数 ※「なし」の場合には、「0」を必ず記入ください。	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	10月	11月	12月	合計(年間分娩数)					
	人	人	人	人					
登録端末の取得希望数 (いずれかに丸印をお願いいたします)	1つ		2つ		3つ		希望しない		
※「希望しない」を選択した場合は、1分娩につき事務割増手数料0,000円が加算されます。詳細は加入チラシをご確認ください。									
USBキーの使用可否 (使用できない場合○印をお願いいたします)	使用不可				※当該加入依頼書の裏面の質問に「いいえ」がある場合には「使用不可」へ○印を記入ください。				
医師賠償責任保険(病院賠償責任保険・診療所賠償責任保険)・助産所賠償責任保険への加入の有無 (加入していない場合には、「なし」に丸印をお願いいたします)	加入なし								

※加入を希望される機関は本加入依頼書へ必要事項を全てご記入のうえ、別添の口座振替依頼書と共に、運営組織までご返送ください。

※この保険契約と重複する保険契約を締結される場合は、運営組織または引受保険会社までご連絡ください。

※ご契約の満期月の前月10日までに、制度からの脱退の申し出がない限り、当該契約は自動的に継続されます。(自動継続)

※本制度は分娩機関単位でご加入いただけます。

 【運営組織】財団法人日本医療機能評価機構 産科医療補償制度運営部
 〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目4番17号 東洋ビル10階
 TEL: 03-5217-0000 FAX: 03-5217-0000

USBキーの使用可否に関する質問

【質問1】 ご利用のパソコンは以下のいずれかである。

- ①Windows 2000
- ②Windows XP
- ③Windows Vista

いいえ

はい

【質問2】USBポートは利用できますか？

- ①USBの差込口であるUSBポート(USB1.1,USB2.0)に空きがあるか。
- ②USB使用可能にBIOS設定されているか。

いいえ

はい

【質問3】ソフトウェアをパソコンにインストールできますか？

- ①ソフトウェアをパソコンにインストールできる
- ②インストールする際に管理者権限を持ったユーザーでパソコンにログインすることができる

いいえ

はい

USBキーを使用できますので、
表面の『USBキーの使用可否』欄
への○印の記入は不要です。

USBキーの使用はできません。
表面の『USBキーの使用可否』欄に○印を
必ず記入ください。

事前登録時に妊婦さんへ配布する資料のイメージ

当院で出産をご予定の皆様へ

産科医療補償制度のご案内とお願い

ご懐妊おめでとうございます。

新しい命が宿った喜びと同時に、戸惑いや不安もあることか
と思います。

楽しく有意義なマタニティライフが過ごせますよう、当院ス
タッフ一同応援致します。

さて、当院で平成21年1月1日以降に生まれる赤ちゃんを
対象に、「産科医療補償制度」が開始されることになりました。

出産を取り扱う病院・診療所・助産所がこの制度の加入者と
なり、万一生まれた赤ちゃんが補償の対象である重度の脳性麻
痺になった場合、一定の補償金をお支払いするものです。

手続き上、妊娠中に所定の事前登録を行うこととなります。
つきましては登録証の作成が必要となりますので、妊婦様自身
の直筆記入の協力をお願いしております。

お手数ではございますが、「産科医療補償制度 登録証」を
ご確認頂き、上段太枠内の妊産婦記入欄を記入のうえ、受付窓
口までお持ちください。

ご不明な点などがありましたら、当院の担当者に遠慮なくご
質問ください。また、一緒にお渡したリーフレットもご覧くだ
さい。

〇〇（病）院長

【産科医療補償制度について】

赤ちゃんが健康で、元気に生まれてくることを願って、医師や助産師も全力で皆様をサポートして参りたいと考えています。しかしながら、お産の現場では、予期せぬことが起こってしまう場合もございます。そこで、分娩に関連して発症した脳性麻痺の児やそのご家族を、出産後も引き続きサポートさせていただくことを目的として、この「産科医療補償制度」が創設されました。

【産科医療補償制度の登録について】

「産科医療補償制度」は、当該補償制度に加入する分娩機関でご出産した児およびそのご家族を補償対象とするものです。従いまして、皆様が当院でご出産された場合に当該補償制度の対象とさせて頂くことを事前に登録（確認）させていただきます。

補償対象 となる分娩	西暦2009年1月1日以降の分娩
---------------	------------------

妊産婦管理番号	0000000001
前分娩機関 ※ 妊産婦管理番号	

【妊産婦記入欄】

記入日 (登録証交付日)	西暦 20 年 月 日		
お名前 〔補償約款に記載の 「個人情報の取扱い」 に同意します。〕	フリガナ		
	姓	名	
生年月日	西暦 19 年 月 日生	電話番号	※携帯電話を優先してご記入下さい。 — —
分娩予定年月日	西暦 20 年 月 日	分娩予定 胎児数	人

※「転院」の場合には、前分娩機関が交付した登録証より、妊産婦登録番号を必ず転記ください。
なお、妊産婦管理番号は前分娩機関の交付番号を優先します。

※「産科医療補償制度」の詳細につきましては、パンフレットまたは裏面の補償約款をご確認ください。

法人名・分娩機関名	分娩機関管理番号

- 本登録証は母子健康手帳に挟み込むなど、分娩後5年間は大切に保存してください。
- 本登録証により「産科医療補償制度」の補償対象は、当院の管理下における分娩となります。
- 分娩機関を変更される場合には、転院先分娩機関に必ず本登録証をご提示ください。

【分娩機関記入欄】※妊産婦から本登録証の提示を受けた本制度加入分娩機関は以下の白枠の箇所をご記入の上、妊産婦へ交付ください。

転院日	西暦 20 年 月 日	取扱区分	☐ 新規登録 ☐ 転院受入 ☐ 紛失による再交付
転院元 分娩機関名	分娩機関管理番号	分娩区分	☐ 分娩前 ☐ 分娩済

補償約款を掲載予定

産科医療補償制度 登録証

【産科医療補償制度について】

赤ちゃんが健康で、元気に生まれてくることを願って、医師や助産師も全力で皆様をサポートして参りたいと考えています。しかしながら、お産の現場では、予期せぬことが起こってしまう場合もございます。そこで、分娩に関連して発症した脳性麻痺の児やそのご家族を、出産後も引き続きサポートさせていただくことを目的として、この「産科医療補償制度」が創設されました。

【産科医療補償制度の登録について】

「産科医療補償制度」は、当該補償制度に加入する分娩機関でご出産した児およびそのご家族を補償対象とするものです。従いまして、皆様が当院でご出産された場合に当該補償制度の対象とさせて頂くことを事前に登録(確認)させていただきます。

補償対象となる分娩	西暦2009年1月1日以降の分娩
-----------	------------------

妊産婦管理番号	0000000001
前分娩機関 ※ 妊産婦管理番号	

【妊産婦記入欄】

記入日 (登録証交付日)	西暦 20 年 月 日		
お名前 〔補償約款に記載の「個人情報の取扱い」に同意します。〕	フリガナ 姓 名		
生年月日	西暦 19 年 月 日生	電話番号	※携帯電話を優先してご記入下さい。
分娩予定年月日	西暦 20 年 月 日	分娩予定胎児数	人

※「転院」の場合には、前分娩機関が交付した登録証より、妊産婦登録番号を必ず転記ください。
なお、妊産婦管理番号は前分娩機関の交付番号を優先します。

※「産科医療補償制度」の詳細につきましては、パンフレットまたは裏面の補償約款をご確認ください。

法人名・分娩機関名	分娩機関管理番号

- 本登録証は母子健康手帳に挟み込むなど、分娩後5年間は大切に保存してください。
- 本登録証により「産科医療補償制度」の補償対象は、当院の管理下における分娩となります。
- 分娩機関を変更される場合には、転院先分娩機関に必ず本登録証をご提示ください。

【分娩機関記入欄】※妊産婦から本登録証の提示を受けた本制度加入分娩機関は以下の白枠の箇所をご記入の上、妊産婦へ交付ください。

転院日	西暦 20 年 月 日	取扱区分	☐ 新規登録 ☐ 転院受入 ☐ 紛失による再交付		
転院元 分娩機関名	分娩機関管理番号	分娩区分	☐ 分娩前 ☐ 分娩済		
		妊産婦 登録遅延 理由	分娩前 登録	☐ 22週以降の初診 ☐ その他の理由	
			分娩後 登録	理由 ※50文字以内で記入ください。	

※在胎22週以降の「新規登録」の場合は太枠内も記入ください。

産科医療補償制度 登録証

<運営組織使用欄>

受付	入力	再査
年 月 日	年 月 日	年 月 日

登録区分変更	☐ あり ☐ なし	連絡日 年 月 日
--------	---	--------------

補償対象 となる分娩	西暦2009年1月1日以降の分娩
---------------	------------------

妊産婦管理番号	0000000001
前分娩機関 ※ 妊産婦管理番号	

※「転院」の場合には、前分娩機関が交付した登録証より、妊産婦登録番号を必ず転記ください。
なお、妊産婦管理番号は前分娩機関の交付番号を優先します。

【妊産婦記入欄】

記入日 (登録証交付日)	西暦 20 年 月 日		
お名前 (補償約款に記載の「個人情報の取扱い」に同意します。)	フリガナ		
	姓	名	
生年月日	西暦 19 年 月 日生	電話番号	※携帯電話を優先してご記入下さい。 — —
分娩予定年月日	西暦 20 年 月 日	分娩予定 胎児数	人

※「産科医療補償制度」の詳細につきましては、パンフレットまたは裏面の補償約款をご確認ください。

法人名・分娩機関名	分娩機関管理番号

- 本登録証は母子健康手帳に挟み込むなど、分娩後5年間は大切に保存してください。
- 本登録証により「産科医療補償制度」の補償対象は、当院の管理下における分娩となります。
- 分娩機関を変更される場合には、転院先分娩機関に必ず本登録証をご提示ください。

【分娩機関記入欄】※妊産婦から本登録証の提示を受けた本制度加入分娩機関は以下の白枠の箇所をご記入の上、妊産婦へ交付ください。

転院日	西暦 20 年 月 日	取扱区分	☐ 新規登録 ☐ 転院受入 ☐ 紛失による再交付		
転院元 分娩機関名	分娩機関管理番号	分娩区分	☐ 分娩前 ☐ 分娩済		
		妊産婦 登録遅延 理由	分娩前 登録	☐ 22週以降の初診 ☐ その他の理由	
		分娩後 登録	理由 ※50文字以内で記入ください。		

※在胎22週以降の「新規登録」の場合は太枠内も記入ください。

妊産婦情報登録画面イメージ＜操作手順含＞

財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

画面表示時刻 : 2008/0
ログインユーザーID : 012345

メニュー

項目を選択してください

クリックします

＜妊産婦情報＞

妊産婦情報の確認/更新

妊産婦情報の登録/取込

＜分娩機関情報＞

分娩機関情報の確認/更新

分娩機関情報の登録

＜引落保険料情報＞

引落保険料情報の確認/更新

＜事故情報＞

事故情報の確認/更新

分割金支払情報の出力

パスワード変更

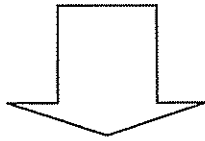
ログアウト

ユーザID/パスワード管理

インフォメーション登録

●登録業務を行う際は、このメニュー画面より該当の項目を選択して頂きます

「メニュー」画面より
＜妊産婦情報＞→「妊産婦情報の登録/取込」をクリックします。



妊産婦情報 新規登録/取込 - Windows Internet Explorer

※転院時の登録済妊産婦情報の取込方法
①妊産婦管理番号がわかっている場合・・・妊産婦管理番号、妊産婦氏名(全角カナ・漢字)、妊産婦生年月日を入力し、「妊産婦取込」ボタン押下
②妊産婦管理番号がわからない場合・・・妊産婦氏名(全角カナ・漢字)、妊産婦生年月日、電話番号を入力し、「妊産婦取込」ボタンを押下

分娩機関管理番号が分かる場合 ※半角数字10桁で入力 例: 0123456789 機関管理番号 検索 クリア

分娩機関管理番号が分からない場合(機関名から管理番号を検索) 分娩機関管理番号検索

機関名

妊産婦管理番号 ※半角数字10桁で入力 例: 0123456789

妊産婦氏名 (全角カナ) 姓 名

(漢字) 姓 名

妊産婦生年月日 1992 (H4) 年 1 月 1 日

電話番号 ※半角数字で「- (ハイフン)」あり、携帯電話優先で入力 例: (固定電話の場合) 03-1234-5678 (携帯電話の場合) 090-1111-2222

妊産婦の転院取込を行う場合はこちらのボタンを押下してください。 妊産婦取込

登録済妊産婦情報 2008 (H20) 年 1 月 1 日

分娩情報 2008 (H20) 年 1 月 1 日

分娩回数 1 人

分娩機関 分娩前

妊産婦情報登録遅延(22週以降登録)理由 理由種別

※妊産婦情報登録遅延(22週以降登録)理由の理由種別が分娩後登録(緊急搬送等)の場合、入力必須
登録理由(全角60文字)

メニューへ戻る 登録

本画面が表示されますので、「産科医療補償制度 登録証」を見ながら「妊産婦情報」の登録を行っていきます。

1.妊産婦情報登録の流れ(新規登録)

「産科医療補償制度 登録証」の記載内容を、下記画面に入力していきます。

妊産婦情報 新規登録/取込 - Windows Internet Explorer

※転院時の登録済妊産婦情報の取込方法
 ①妊産婦管理番号がわかっている場合・・・妊産婦管理番号、妊産婦氏名(全角カナ・漢字)、妊産婦生年月日を入力し、「妊産婦取込」ボタン押下
 ②妊産婦管理番号がわからない場合・・・妊産婦氏名(全角カナ・漢字)、妊産婦生年月日、電話番号を入力し、「妊産婦取込」ボタンを押下

1 分娩機関管理番号が分かる場合 ※半角数字10桁で入力 例: 0123456789 機関管理番号 検索 クリア
 分娩機関管理番号が分からない場合(機関名から管理番号を検索) 分娩機関管理番号検索
 機関名

2 妊産婦管理番号 ※半角数字10桁で入力 例: 0123456789

3 妊産婦氏名 (全角カナ) 姓 名
 (漢字) 姓 名

4 妊産婦生年月日 1992(H4) 年 1 月 1 日

5 電話番号 ※半角数字で「-」(ハイフン)あり 携帯電話優先で入力 例:(固定電話の場合) 03-1234-5678 (携帯電話の場合) 090-1111-2222

妊産婦の転院取込を行う場合はこちらのボタンを押下してください。 妊産婦取込

6 登録交付年月日 2008(H20) 年 1 月 1 日

7 分娩後登録年月日 ※妊産婦情報登録遅延(22週以降登録)理由の理由種別が分娩後登録(緊急搬送等)の場合、実分娩日を入力
 2008(H20) 年 1 月 1 日

8 分娩前登録年月日 1 人

9 分娩前

妊産婦情報登録遅延(22週以降登録)理由 理由種別
 ※妊産婦情報登録遅延(22週以降登録)理由の理由種別が分娩後登録(緊急搬送等)の場合、入力必須
 登録理由(全角50文字) 10

メニューへ戻る ●POINT～文字入力のルール～
 数字は半角、その他は全角入力となりますのでご注意ください。 登録

●②～⑤は、登録証の【妊産婦記入欄】の項目です

【入力の際の注意点】

①【妊産婦登録分娩機関情報】

初期設定で表示されています。

⑤【電話番号】

半角数字で、ハイフン(-)も入力してください。

⑥【登録証交付年月日】

「記入日(登録証交付日)」を入力してください。

⑩【妊産婦情報登録遅延(22週以降登録)理由】

- ・登録証の「妊産婦登録遅延理由」欄に記入がある場合、登録証の「分娩前登録」欄のチェックボックス記入内容に基づいて、「理由種別」をプルダウンから選択して下さい。
 - ・分娩後登録の場合は、プルダウンから「分娩後(緊急搬送等)」を選択してください。
- この場合、⑨の「妊産婦状況」の「分娩前」をプルダウンで変更してください。
- ・登録証の「分娩後登録理由」欄の内容を「登録理由」(全角50桁)に必ず入力して下さい。

全ての項目の入力が終わったら、右下の【登録】ボタンをクリックします

★PCなし分娩機関の皆様へ

PCなしの分娩機関の場合、本登録作業は、事務代行会社が入力いたしますが、「産科医療補償制度 登録証」の内容で、記載漏れがあった際や記載内容につきまして不明点があった際は、都度ご照会をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

●万が一、携帯電話、固定電話の両方の番号の記載があった場合は、携帯電話の番号を入力します

登録証見本

産科医療補償制度 登録証

分娩機関用

【産科医療補償制度について】

赤ちゃんが健康で、元気に生まれてくることを願って、ご家族をはじめ、医師や助産師も全力で皆様をサポートして参りたいと考えています。しかしながら、お産の現場では、予期せぬことが起こり、障害を招いてしまう場合もございます。そこで、通常の妊娠・出産で「脳性麻痺」となった子どもやご家族を、出産後も引き続きサポートしていくことを目的として、この「産科医療補償制度」がスタートしました。

【産科医療補償制度の登録について】

「産科医療補償制度」は、当該補償制度に加入する分娩機関にてご出産した児およびご家族を補償対象とするものです。従いまして、皆様が、当院でご出産された場合には当該補償制度の対象とさせていただきます。且くことを事前に登録（確認）させていただきます。

補償対象となる分娩

西暦2009年1月1日以降の分娩

2

妊産婦管理番号

0000000001

※下位4桁は任意で入力されます。

前分娩機関
妊産婦管理番号

※

※「転院」の場合には、前分娩機関が交付した登録証より、妊産婦登録番号を必ず転記ください。
なお、妊産婦管理番号は、前分娩機関の交付番号を優先

【妊産婦記入欄】

6

記入日
(登録証交付日)

西暦 20 年 月 日

3

お名前

フリガナ

補償約款に記載の
「個人情報の取扱い」
に同意します。

4

生年月日

西暦 年 月 日生

5

電話番号

※携帯電話を優先してご記入下さい。

7

分娩予定年月日

西暦 20 年 月 日

8

分娩予定
胎児数

人

※「産科医療補償制度」の詳細につきましては、パンフレットまたは裏面の補償約款をご確認ください。

1

分娩機関名

分娩機関管理番号

- 本登録証は母子手帳に挟み込むなど、分娩後5年間は大切に保存してください。
- 本登録証により「産科医療補償制度」の補償対象は、当院の管理下における分娩となります。
- 分娩機関を変更される場合には、転院先分娩機関に必ず本登録証をご提示ください。

【分娩機関記入欄】※妊産婦から本登録証の提示を受けた本制度加入分娩機関は以下の白枠の箇所をご記入の上、妊産婦へ交付ください。

転院日	西暦 20 年 月 日	取扱区分	☐ 新規登録 ☐ 転院受入 ☐ 紛失による再交付
転院元 分娩機関名	分娩機関管理番号	9 分娩前 登録	☐ 22週以降の初診 ☐ その他の理由
		10 分娩後 登録	理由 ※24時間以内で記入ください。

※在胎22週以降の「新規登録」の場合は本枠内も記入ください。

2.妊産婦情報登録の流れ(転院受入)

妊婦さんが転院されてこられた場合、「産科医療補償制度 登録証」の記載内容を下記画面に入力していきます。

メニュー - Windows Internet Explorer

財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

画面表示時刻 : 2008/04/11
ログインユーザーID : 01234567

メニュー

項目を選択してください

< 妊産婦情報 >	
妊産婦情報の確認/更新	妊産婦情報の登録/取込
< 分娩機関情報 >	
分娩機関情報の確認/更新	分娩機関情報の登録
< 引落保険料情報 >	
引落保険料情報の確認/更新	
< 事故情報 >	
事故情報の確認/更新	分割金支払情報の出力

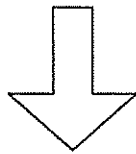
パスワード変更 ログアウト

ユーザID/パスワード管理

インフォメーション登録

メニュー画面より【妊産婦情報の登録/取込】をクリックします。

P44



(1) 転院前の全ての情報がわかる場合(妊産婦さんが、転院前の分娩機関で発行された「登録証」をお持ちの場合)

妊産婦情報 新規登録/取込 - Windows Internet Explorer

※転院時の登録済妊産婦情報の取込方法
①妊産婦管理番号がわかっている場合・・・妊産婦管理番号、妊産婦氏名(全角カナ・漢字)、妊産婦生年月日を入力し、「妊産婦取込」ボタン押下
②妊産婦管理番号がわからない場合・・・妊産婦氏名(全角カナ・漢字)、妊産婦生年月日、電話番号を入力し、「妊産婦取込」ボタンを押下

1 分娩機関管理番号が分かる場合 ※半角数字10桁で入力 例: 0123456789 機関管理番号 検索 クリア

2 分娩機関管理番号が分からない場合(機関名から管理番号を検索) 分娩機関管理番号検索

3 妊産婦管理番号 ※半角数字10桁で入力 例: 0123456789

4 妊産婦氏名 (全角カナ) 姓 名
(漢字) 姓 名

5 妊産婦生年月日 1992(H4) 年 1 月 1 日

※半角数字で「- (ハイフン)」あり、携帯電話係先で入力 例: (固定電話の場合) 03-1234-5678 (携帯電話の場合) 090-1111-2222

⑤電話番号は入力不要です。

妊産婦の転院取込を行う場合はこちらのボタンを押下してください。 妊産婦取込

登録証交付年月日 2008(H20) 年 1 月 1 日

分娩予定年月日 ※妊産婦情報登録遅延(2週以降登録)理由の理由種別が分娩後登録(緊急搬送等)の場合、分娩日を入力
2008(H20) 年 1 月 1 日

分娩予定分娩月 1 人

転院前

妊産婦情報登録遅延(2週以降登録)理由 理由種別

※妊産婦情報登録遅延(2週以降登録)理由の理由種別が分娩後登録(緊急搬送等)の場合、入力必須
登録理由(全角50文字)

②～④を入力後、【妊産婦取込】ボタンをクリックすると、転院前に登録されている情報が引き込まれます。

メニューへ戻る 登録

●①Web入力を行う
分娩機関では①欄は
予め表示されています

●②～⑤は、登録証の
【妊産婦記入欄】の
項目です。
②の番号は、新しく
記入した「登録証」に
予め印刷された番号
ではなく、その下の
転院元分娩機関で
交付された手書きの
番号を入力して下さい

(2)妊産婦さんが転院前の分娩機関で発行された「登録証」をお持ちではない場合
(転院前の分娩機関で交付された妊産婦管理番号がわからない場合)
妊産婦さんの氏名、生年月日、電話番号が一致する転院元情報を探し出す方法です

妊産婦情報 新規登録/取込 - Windows Internet Explorer

※転院時の登録済妊産婦情報の取込方法
①妊産婦管理番号がわかっている場合…妊産婦管理番号、妊産婦氏名(全角カナ・漢字)、妊産婦生年月日を入力し、「妊産婦取込」ボタン押下
②妊産婦管理番号がわからない場合…妊産婦氏名(全角カナ・漢字)、妊産婦生年月日、電話番号を入力し、「妊産婦取込」ボタンを押下

1

分娩機関管理番号が分かる場合 ※半角数字10桁で入力 例: 0123456789 機関管理番号 検索 クリア
分娩機関管理番号が分からない場合(機関名から管理番号を検索) 分娩機関管理番号検索
機関名

2

妊産婦管理番号 ※半角数字10桁で入力 例: 0123456789

3

妊産婦氏名
(全角カナ) 姓 名
(漢字) 姓 名

4

妊産婦生年月日 1992 (H4) 年 1 月 1 日

5

電話番号 ※半角数字で「-」(ハイフン)あり 携帯電話優先で入力 例: (固定電話の場合) 03-1234-5678 (携帯電話の場合) 090-1111-2222

妊産婦の転院取込を行う場合はこちらのボタンを押下してください。 **妊産婦取込**

登録証交付年月日 2008 (H20) 年 1 月 1 日

分娩予定年月日 ※妊産婦情報登録遅延(2週以降登録)理由の理由種別が分娩後登録(緊急搬送等)の場合、交付日を入力 2008 (H20) 年 1 月 1 日

分娩予定人数 1 人

転院元情報 分娩前

妊産婦情報登録遅延(22週以降登録)理由 理由種別 ※妊産婦情報登録遅延(22週以降登録)理由の理由種別が分娩後登録(緊急搬送等)の場合、入力必須
登録理由(全角50文字)

メニューへ戻る 登録

●①Web入力を行う
分娩機関では①欄は
予め表示されています

●②～⑤は、登録証の
【妊産婦記入欄】の
項目です
②の番号は、検索時
には何も入力せず
blankとしてください。

③～⑤を入力後、
【妊産婦取込】ボタンを
クリックすると、③④⑤の
全てが合致する転院前に登
録されている情報が
引き込まれます

P45

(1)、(2)いずれの場合も、画面中段右端にある【妊産婦取込】ボタンをクリックすると、転院元(転院前)での
入力情報を引き込みますので、以降の入力を一部省略できます。

↓
【妊産婦取込】ボタンをクリック

妊産婦情報 取込 - Windows Internet Explorer

財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

画面表示時刻 : 2008/04/30 10:19:18
ログインユーザID : 0123456789000001

妊産婦情報 取込 印刷

以下の妊産婦を取り込む場合、「転院元分娩機関情報」を入力の上、「妊産婦取込」ボタンを押してください。

機関管理番号 0011312345
機関名 東京病院

0123456789

(全角カナ) 姓 コバヤシ 名 ハナコ
(漢字) 姓 小林 名 花子

1979 (S54) 年 1 月 1 日

090-1234-5678

2008 (H20) 年 10 月 1 日

転院元分娩機関情報
転院元分娩機関種別

分娩機関管理番号が分かる場合 ※半角数字10桁で入力 例: 0123456789 機関管理番号 検索 クリア
分娩機関管理番号が分からない場合(機関名から管理番号を検索) 分娩機関管理番号検索
機関名

※転院元の分娩機関が見つからない場合はこちらにご入力ください。
機関名(全角50文字)

分娩機関管理番号が分かる場合 ※半角数字10桁で入力 例: 0123456789 機関管理番号 検索 クリア
分娩機関管理番号が分からない場合(機関名から管理番号を検索) 分娩機関管理番号検索
機関名

妊産婦新規登録へ戻る **妊産婦取込**

クリックします

取込完了画面

妊産婦情報 取込完了 - Windows Internet Explorer

財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

画面表示時刻 : 2008/04/30 10:19:18
ログインユーザーID : 0123456789000001

妊産婦情報 取込完了

印刷

以下の内容で妊産婦の取込を完了しました。

分娩機関管理番号	0011312345
分娩機関名	東京病院
妊産婦管理番号	0123456789
妊産婦氏名	(全角カナ) 姓 コバヤシ 名 ハナコ (漢字) 姓 小林 名 花子
分娩前年	1983(S58) 年 1 月 1 日
電話番号	090-1234-5678
登録(証交付)年月日	2008(H20) 年 10 月 1 日
転院元 分娩機関情報	転院元分娩種別 判明 分娩機関管理番号 0011312345 分娩機関名 東京病院 ※転院元の機関管理番号が不明な場合は必須入力 機関名(全角50文字)
転院元 分娩機関情報	機関管理番号 0011454321 機関名 神奈川病院

メニューへ戻る

妊産婦新規登録へ

妊産婦検索へ

転院取込が完了しました。
「登録証」と内容の一致を確認してください。
なお、転院前の分娩機関で交付された「妊産婦管理番号」がわからなかった場合は、上記で取込めた「妊産婦管理番号」を、登録証右上の印刷済番号の下の欄に手書きで転記してください。
(登録証本紙、分娩機関控、運営機関控の3枚全てに転記をお願いします。)

(注)②【登録証交付年月日】
「産科医療補償制度 登録証」の「記入日(登録証交付日)」と実際の「転院日」とを比べて、古いほうの日付をプルダウンにて入力してください。
(例)登録証の記入日→平成20年11月15日、実際の転院日→平成20年11月5日の場合
登録証交付年月日は、「平成20年11月5日」となります。

(3) 転院元での情報が見当たらない場合・転院元での加入がない場合

「新規登録」と同様の手続きになります(2ページをご参照ください)

※「妊産婦管理番号」は転院元での番号を登録証にご記入ください。

産科医療補償制度に係る Q & A

日本産婦人科医会の先生方いただいたご質問を項目別に分類し、回答例を作成いたしましたので、本制度をご理解いただくための参考になれば幸いです。

なお、現時点では標準約款が告示されていないことから、今後、若干の変更が生じる可能性がございますので、予めご了承ください。

平成 20 年 6 月 22 日

日本医療機能評価機構 産科医療補償制度運営部

目 次

I 補償関連

1) 補償約款	P 1
2) 補償の対象	P 1
3) 補償水準	P 4
4) 補償金の支払い方法	P 4
5) 保険料	P 5
6) 補償者推計数	P 6
7) 審査	P 7
8) 事務の手続き等	P 8

II 原因分析・再発防止、訴訟関連

1) 原因分析・再発防止	P 8
2) その他	P 9

III その他

1) 運営組織	P 10
2) 本制度の加入推進	P 10
3) 民間保険の活用	P 11
4) その他	P 12

I 補償関連

1) 補償約款

問1 補償契約として規定される項目は何か？

答1 補償金の支払い対象となる脳性麻痺の範囲、補償金を支払わない事例、補償金額とその支払い方法、補償金申請の手続き方法、審査、損害賠償金との調整等、補償の仕組みを中心に必要項目が補償約款として示されることとなります。

問2 補償にかかる契約書を妊産婦との間で作成する必要があるのか？

答2 本制度では、一方的に医療機関が妊産婦に補償を提供することとなりますので、契約書の作成は必要ありません。なお、妊産婦登録の際に妊産婦に交付する登録証の裏面には補償約款が印字されています。

2) 補償の対象

問3 妊産婦の意向にかかわらず、全ての分娩が制度の対象となるのか？（飛び込み分娩や定期健診未受診、分娩費未払いの分娩も含むのか？）

答3 本制度では、制度加入分娩機関において出産する妊産婦は、妊産婦の意向を問わず制度の対象とすることを想定しています。飛び込み分娩や定期健診未受診、分娩費未払いの分娩も含みます。

問4 制度加入分娩機関が廃院となった場合、当該分娩機関で出生した児は補償されるのか。

答4 例えば個人の開業医が死亡し廃院となる場合、医療法人が倒産した場合には、児に不利益が生じないように、当該分娩機関が負うべき補償責任は運営組織（財団法人 日本医療機能評価機構）に引き継がれ、補償されます。

問5 緊急搬送中の救急車内の分娩などは補償対象となるのか。

答5 緊急搬送の場合、例えば本制度加入分娩機関の医師が同乗し、妊産婦の管理を行うなど、加入分娩機関の管理下であれば補償対象となります。

問6 自宅分娩の場合であっても補償対象となりますか。

答6 自宅分娩についても、制度加入分娩機関の管理下（例えば、医師や助産師の立会いの下での分娩など）であれば、補償対象となります。

問7 帰省分娩の場合、誰が補償主体となり、どのような手続きを行うのか？

答7 分娩を取り扱う分娩機関が補償契約の主体となりますので、原則、分娩予定の分娩機関が妊産婦登録などの手続きを行うこととなります。

問8 補償の対象となるのは具体的にどのような場合か？

答8 出生体重2000g以上かつ在胎週数33週以上で、身体障害者等級の1級または2級に相当する脳性麻痺児となります。
ただし、先天性要因等の除外基準に該当する場合は対象となりません。
また、在胎週数28週以降の児については、個別審査を行い一定の要件のもと補償の対象とします。

問9 現在、脳性麻痺である児については、制度発足後に、補償金が給付されますか？

答9 補償の対象者は、本制度発足後（平成21年1月を予定）に出生の児となるため、給付されません。

問10 補償の対象は、「通常の妊娠・分娩にもかかわらず分娩に係る医療事故により脳性麻痺になった場合」とされているが、“通常の妊娠・分娩”や“分娩に係る医療事故”という用語の定義は何か。

例えば、骨盤位分娩、帝王切開、その他の急速遂娩、早剥、羊水栓塞等は「通常の分娩」にあたるのか。また、多胎妊娠、生殖補助医療による妊娠、その他合併症を持つ妊娠は「通常の妊娠」にあたるのか。

答10 平成18年11月に与党から示された本制度の枠組みにおいては、「分娩に係る医療事故により障害が生じた患者に対して救済し」、「通常の妊娠・分娩により脳性麻痺となった場合を対象とする」とされていますので、“分娩に係る医療事故”や“通常の妊娠・分娩”という表現の意味する範囲を検討し、出生体重や在胎週数、個別審査の基準、除外基準から成る本制度の補償基準として整理したところです。

よって例示のケースであっても、本制度の基準に合致すれば補償対象とします。

なお、国においては、従来、「事故とは、過誤および過誤をともしなわれない事故の両方が含まれる」とされています。

（「医療法施行規則の一部を改正する省令の一部の施行について」（平成16年9月21日厚生労働省医政局長通知）参照）

問11 在胎週数28週以上を全て対象としたほうがよいのではないかと個別審査の規定もあるが、ART（Assisted Reproductive Technology）による多胎、早産も増えている。

答11 本制度は分娩にかかる医療事故により脳性麻痺になった児を補償する制度であるため、本来であれば1件1件分娩にかかる医療事故であるかどうか審査を行うところです。しかし、児に対して速やかに補償金を支払う観点から、調査専門委員会での検討を参考に、出生体重2000g以上、かつ、在胎週数33週以上の児に限っては先天性等の除外基準に該当しない限り、一律に補償対象としています。

問12 「分娩にかかる医療事故」という表現は、妊産婦や一般国民が耳にした場合に、分娩機関側に過失があることを想起させることが懸念される。他に適切な表現はないか。

答12 国民向けの広報を行う際には誤解のないように、表現については十分配慮して参りたいと存じます。

問13 脳性麻痺の原因が、分娩後の感染症によるものか不明でも対象となるか？

答13 脳性麻痺の原因が、明らかに分娩後の感染症である場合を除き、補償の対象とする予定です。

問14 補償対象を広げられないのか？（除外基準をなくすなどして）

答14 本制度では分娩に係る医療事故に該当するとは考え難い、出生前および出生後の要因によって脳性麻痺となった場合に関しては、除外基準が設けられています。

なお、遅くとも5年後を目処に、本制度の内容について検証し、補償水準や保険料等とともに、補償対象者の範囲についても適宜必要な見直しを行うこととされています。

問15 多胎妊娠、とくに一絨毛膜性双胎などの脳性麻痺は補償対象となるのか？また、出生前の要因と思われる胎内感染(TORCH 症候群等)、高度のIUGR (Intra Uterine Growth Retardation) などはどうか？

答15 多胎妊娠であっても基準を満たす場合は対象となります。

また、胎内感染やIUGRも含め、特定の疾患や病態についての補償の可否は報告書の除外基準を踏まえ、今後検討されます。

3) 補償水準

問16 補償額が低いのではないかな？

答16 児の看護・介護に必要となる費用、特別児童扶養手当・障害児福祉手当等の福祉施策、類似の制度における補償水準、安定的な制度運営、財源の問題等を総合的に考慮した上で、算出した水準です。

補償額は準備一時金＋分割金で、2,500万円～3,000万円が予定されています。

なお、補償金の多寡、補償範囲の妥当性、制度財政上の問題などを含めて、準備委員会の報告書に記載のとおり、遅くとも制度開始5年後を目処に見直すことを想定しています。

4) 補償金の支払い方法

問17 分割払いの期間を20年とした根拠は何か？

答17 補償財源には限りがあるため終身補償は困難です。20歳で養育の観点が変わり、公的な年金制度へ移行するため20年としています。

問18 既存の社会福祉制度における給付と調整されるのか？

答18 補償金の支払いは既存の社会福祉制度に影響されません。それぞれが支払われることになります。

問 19 児の死亡後も、20歳相当時点まで分割金を給付するのはなぜか。または余命数年と予想され、家族が分割方式ではなく補償残額の一括給付を希望した場合はどうするのか。

答 19 個々の要望に応じる方式ではなく、対象の児の生存・死亡を問わず、20歳相当時点まで定期的に分割金を支払うこととしています。

準備委員会での議論において、一時金で給付することへの懸念が示されたため、分割で支払う方式が検討されました。

なお、児の死亡時に給付を終了とする「年金方式」の制度を設計するためには、脳性麻痺児の生存曲線データが必要となりますが、現在のところこのデータが皆無に近いため、年金方式の制度設計を行うことはできません。

次善の方式として、児の生死に関らずに予め定められた補償金額を分割して支払う「分割金方式」が採用されたものです。

問 20 補償金の支払いは、分娩機関経由で児に支払われるのか？

答 20 補償契約上では、補償者である分娩機関から被補償者である児に補償金が支払われることとなりますが、実務上は、保険会社から児へ直接支払う方式とすることで検討されています。

5) 保険料

問 21 保険料は、分娩機関が負担するのか？

答 21 保険料は直接的には分娩機関が負担しますが、その相当額が分娩費用の増額で賄われることが想定されています。また、この分娩費の増額による妊産婦の新たな金銭負担を避けるため、制度発足と同時に出産育児一時金の引き上げが行われることが検討されています。

問 22 なぜ妊産婦が直接保険会社と契約を交わし、保険料を支払う契約形態にしないのか。

答 22 妊産婦が自らのために加入する保険ではなく、分娩機関が当該機関の管理下で生まれた児を補償する保険だからです。

問 2 3 妊産婦から受け取る分娩費の明細に、「保険料」または「保険料相当分」と記載してもよいか。

答 2 3 分娩機関が負担する保険料を分娩費の明細に記載すると、妊産婦に誤解を与える懸念があります。

問 2 4 なぜ 2 2 週以降を保険料徴収の対象としたのか。

答 2 4 母体保護法において、人工妊娠中絶は「母体外において生命を保続することができない時期」と定義されており、その基準は厚生労働省の通知により妊娠 2 2 週未満とされています。従って、わが国の制度上、妊娠 2 2 週以降に出生した児の予後として、児が母体外において生存することが想定されており、すなわち本制度においては補償対象者となる可能性がある集団であることとなるため、この時期に妊娠が継続している胎児の分娩を保険料徴収の対象とすることとし、実務上は分娩後に分娩機関から保険料を徴収することとしたものです。

問 2 5 本制度における保険料や補償金等の税務処理は？

答 2 5 保険会社に支払う保険料は、分娩機関にとって必要経費（損金）扱いとなります。また、医療機関にとって、保険会社から受領する[※]保険金はそのまま補償金として支払われるので、損益相殺され、所得が生じないこととなります。これは、医師賠償責任保険と同様の取り扱いです。

なお、児が受け取る補償金については非課税扱いとなる見込みです。

※ただし、実務的には児が直接受領することを予定

問 2 6 本制度開始時に、出産育児一時金は保険料相当分増額されるのか？

答 2 6 分娩機関が負担する補償料（保険料）相当額が分娩費用の増額で賄われることが想定され、妊産婦の新たな金銭負担を避けるため、制度発足と同時に出産育児一時金の引き上げが行われることが検討されています。

6) 補償者推計数

問 2 7 補償対象者の推計数は正確か？この推計数に基づいた制度の見直しは行うのか？

答 2 7 専門家による調査が行われ、平成 1 9 年 8 月にまとめられた「産科医療補償制度に係る医学的調査報告書」にもとづく推計では補償対象となる者は概ね 5 0 0 ～ 8 0 0 人程度と見込まれています。

ただし、地域性のある、かつ、限定された範囲のデータにもとづくものであることに留意すべきであり、実績を踏まえて、補償金の多寡、補償範囲の妥当性、制度財政上の問題などを含めて、準備委員会の報告書に記載のとおり、遅くとも制度開始 5 年後を目処に見直すことを想定しています。

7) 審査

問 2 8 審査委員会のメンバーはどのような構成か？また、原因分析委員会や再発防止委員会と同じメンバーか？

答 2 8 審査委員会のメンバーは産科医、小児科医、学識経験者等を中心に構成する予定です。

また、審査委員会と原因分析委員会、再発防止委員会のメンバーは同一か同一でないかを含め、検討中です。

問 2 9 臍帯動脈血の測定機器は購入しなければならないのか？

答 2 9 個別審査の対象範囲の場合、臍帯動脈血 p H 測定結果が補償対象か否かを審査するために必要な資料となるため、個別審査基準の範囲の児の分娩を取り扱う又は取り扱う可能性がある分娩機関では必ず揃えていただく必要があります。

問 3 0 個別審査の審査基準はどのように作成されたのか。

答 3 0 A C O G (The American College of Obstetricians and Gynecologists) における基準を参考に、調査専門委員会により作成されたものです。

問 3 1 基準に満たない児や先天性による児など明らかに補償対象とならない場合においても、審査委員会から児・家族に対して、補償対象とならない旨伝えてくれるのか？

答 3 1 標準約款に補償対象となる児の基準について明示される予定ですので、原則それに従って申請を上げていただくこととなります。

問 3 2 生後 6 ヶ月未満に死亡した場合は対象外か？

答 3 2 審査は申請が行われたケースについて行われますので、生後 6 ヶ月未満に死亡した児は補償対象外です。

8) 事務の手続き等

問 3 3 制度加入後に、発生する事務的な作業はあるか。

答 3 3 原則、分娩前に速やかに妊産婦情報の登録を行っていただきます。(妊産婦登録)

具体的には、妊産婦に対して本制度の登録証を発行していただき、妊産婦の情報を WEB 入力にてご登録いただきます。

また、分娩結果についてもご報告いただき、その月の分娩数に応じて保険料がご指定の口座から引き落とされます。

問 3 4 分娩数を過少に告知するなど、本制度において不正を行った場合の罰則規定は用意されているのか。

答 3 4 現在検討中です。

II 原因分析・再発防止、訴訟関連

1) 原因分析・再発防止

問 3 5 原因分析委員会では過失の有無を判断するのか？

答 3 5 原因分析は十分な情報収集にもとづき、医学的観点から事例を検証・分析するものであり、過失の有無については判断しません。

ただし、重大な過失が明らかであると思料されるケースについては、医療訴訟に精通した弁護士等から構成する調整委員会に諮って、法律的な観点から検討し、その結論を得て、当該分娩機関との間で負担の調整を行うこととなります。

問 3 6 重大な過失が明らかであると思料されるケースとはどのようなケースか？

答 3 6 現在検討中です。

問 3 7 原因分析委員会のメンバー構成は？

答 3 7 原因分析委員会のメンバーは産科人科医、助産師、学識経験者等を中心に構成する予定です。詳細については現在検討中です。

問 3 8 原因分析の結果に対して分娩機関が納得いかない場合、異議申し立てを行うことはできるのか。

答 3 8 原因分析は、当事者ではない第三者たる専門家により厳正に行われるものであり、結果についての異議申し立ての場を設けることは想定していません。

問 3 9 原因分析委員会での報告書や資料について、運営組織（財団法人 日本医療機能評価機構）が情報公開を求められたときはどうなるのか？

答 3 9 報告書や資料には個人情報に記載されているため、個人情報保護法の観点から、運営組織（財団法人 日本医療機能評価機構）から第三者に開示することができませんので、第三者の求めに応じて公開することはありません。また、原因分析の報告書はそもそも当該分娩機関と児・家族にフィードバックするものです。

問 4 0 再発防止委員会のメンバー構成？

答 4 0 再発防止委員会のメンバーは産婦人科医、小児科医、助産師、患者の立場の有識者、学識経験者、関係団体等を中心に構成する予定です。

2) その他

問 4 1 裁判により分娩機関に過失が認められ、児に対して損害賠償金を支払うことになった場合、本制度による補償金は支払われるのか。

答 4 1 本制度では、対象となる児に対して速やかに補償を行う観点から、過失の認定を行うことなく補償金を支払いますが、裁判により分娩機関に過失が認められた場合には、補償金と損害賠償金の調整が行われます。

問 4 2 患者家族が受け取った報告書は裁判や裁判外紛争解決ADR等を含め、紛争解決への資料となるのか？

答 4 2 原因分析結果の報告書は医学的観点から分析を行ったものですが、報告書を受け取った患者家族が紛争解決のための判断資料として使用することについて、運営組織（財団法人 日本医療機能評価機構）は関与できる立場にありません。

問 4 3 補償金を受け取った場合、訴訟は制限されるのか？

答 4 3 我が国では、訴権の抑制につながる仕組みは認められていません。憲法 3 2 条には、「何人も裁判所において裁判を受ける権利は奪われない」と規定されており、補償金を支払うかわりに裁判を受けさせないということは訴権の侵害に当たると解釈される、と法律の専門家より聞いています。

問 4 4 本制度の導入により、どのような点から紛争や訴訟の減少につながると期待されるのか？

答 4 4 本制度は、補償対象となった全ての事例について、医学的観点から、客観的かつ公平な原因分析を行い、その結果を報告書として児・家族へフィードバックし、かつ、児・家族の経済的負担を相当額補償することから、従来医療側に過失が無いか、あるいは無いと思われるにもかかわらず紛争化していたような事例は減少すると考え、制度の検討に至っています。さらに、原因分析を通じて同種事故の防止を図るため、その点でも一定の効果が期待できると考えています。

Ⅲ その他

1) 運営組織

問 4 5 運営組織だけが審査を行い、補償対象者を選定するのでは公平さを欠くのではないか？

答 4 5 日本医師会や産婦人科医会などからのご要請を受けて、公正で中立な第三者機関である、財団法人 日本医療機能評価機構が運営組織となりました。

機構において各方面の有識者等による制度全般に関する委員会を設け、制度運営等のチェック体制を作り、公立中正に十分配慮してまいります。

なお、補償対象であるかの審査は各分野の専門家が審査のメンバーとなり、公平に審査を行いますので、ご懸念のようなことはありません。

2) 本制度の加入推進

問 4 6 本制度は一般国民向けにはどのように周知がされるのか。また、誰が主体となって行うのか。

答 4 6 基本的には運営組織（財団法人 日本医療機能評価機構）と産科医学会が主体となって国民への広報（妊産婦向けのポスターの掲示およびリーフレットの配布）を進めていきますが、母子健康手帳へのリーフレットの挟み込みや、本制度についての記載の追加など、国としても関与することを検討していただいています。

なお、配布するリーフレットは、本制度に加入していない分娩機関で出生した脳性麻痺の児が、制度による恩恵を受けることができないような事態を防ぐ観点から、本制度に加入している分娩機関で分娩するよう働きかける内容となっています。

3) 民間保険の活用

問 4 7 民間の損害保険を活用する理由は何か？なぜ、基金方式を採用して、運用の利便性がある制度としないのか？

答 4 7 現行法制下で、本制度の早期創設を図るために、民間の損害保険を活用することとされました。

問 4 8 本制度は、強制加入なのか？

答 4 8 強制ではありませんが、本制度に加入していない分娩機関で出生した脳性麻痺の児が、補償対象とならないことで、制度による恩恵を受けることができないような状況はできる限り防ぐべきです。また、本制度は、国が標準約款を示し、出産育児一時金の引き上げが検討されるなど公的な要素を持つ制度ですので、例外なく全分娩機関が加入することが望まれます。

問 4 9 民間の保険商品の場合、年度単位の収支差額（特に制度開始当初の収支残額）が制度のため運営組織（財団法人 日本医療機能評価機構）等にプールされるのか？

答 4 9 民間保険は、その年の保険料収入をもって、その年に生じた脳性麻痺児への以後20年にわたる補償金支払財源とします。なお、将来において不足するか余剰が生じるかにかかわらず、保険会社の責任で必要な保険金を全額支払ってもらうこととなりますので、余剰分や不足分が運営組織（財団法人 日本医療機能評価機構）等にプールされることはありません。

4) その他

問 5 0 制度検討について拙速すぎるのではないか。早期創設をもとめず、法律改正等により着実な制度設計を行ってはどうか。

答 5 0 本制度は、産科医療を取り巻く諸問題を一刻も早く解決するために、早期に立ち上げを図るものであり、平成18年11月に与党から示された枠組みに沿って、運営組織（財団法人 日本医療機能評価機構）準備委員会にて約1年間かけて検討され、その報告書をもとに、現在実務検討を行っている段階にあります。

問 5 1 国はどのような支援を行うのか？

答 5 1 出産育児一時金の適宜引き上げ、標準約款の公示、運営組織（財団法人 日本医療機能評価機構）における原因分析・再発防止にかかる費用の支援、制度の加入率を高めるための施策の実施等です。

問 5 2 受取代理の活用により、保険者が分娩費と保険料を分けて入金し、自動的に保険料が運営組織（財団法人 日本医療機能評価機構）に支払われるような仕組みにできないのか。

答 5 2 全ての医療保険者において受取代理が利用できるわけではなく、全ての医療保険者に入金を振り分けるよう強制することは困難であるため、ご指摘のような仕組みにはできません。

問 5 3 本制度の原因分析委員会と死因究明制度の医療安全調査委員会との関係は？

答 5 3 本制度では死亡事案を対象とせず、脳性麻痺の児を対象とすることから、死因究明制度とは別個の制度であり、二つの委員会はリンクしません。

以 上